

議長／これより、本日の会議を開きます。

まず、諸般の報告をいたします。

大和議員より欠席届の提出がありましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案及び報告の81件を議題といたします。

これより、3日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は発言順序のとおりに願います。

なお、資料の使用について、野田君、三宅君、細川君、西本恵一君より申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

野田君。

野田議員／おはようございます。

民主・みらいの野田哲生です。

石田知事、まずは御就任おめでとうございます。

心より敬意と祝意を申し上げます。

知事選の後、大義なき衆議院選挙がございました。

我が立憲民主党出身の2人の国会議員は議席を失いました。

全国的も立憲民主党、公明党で結党したチュウドウ改革連合は大敗をいたしました。

この結果は有権者からの意思表示であり、その結果から目を背けることなく徹底的に検証して、信頼回復に向け、政党もしかりですが、地方議員として不断の努力を重ねていく覚悟でございます。

そして、国政だけでなく、この県政においても生活者の視点に立ち、物価高対策や地域経済など、暮らしと経済に寄り添った政策を着実に実行することが求められております。

そこで、まずは物価高対策への予算編成について伺っていきたいと思います。

国の令和7年度補正予算は、重点支援地方交付金として、12月にこの福井県に約98億円交付されております。

このうち県の補正予算では約28億円が物価高対策として予算化されました。

残る大部分については、今回の2月補正予算として上程されております。

この交付金、国が推奨メニューを掲げておりますが、低所得者世帯、高齢者世帯への支援を含む生活者支援が重要な柱として位置づけられております。

私も知事選、県議補選、衆議院選挙と各地を回らせていただきました。

高齢者からは、本当に物価が高くて、年金生活者を本当に助けてほしい。

あるいは、毎日暖房を削って我慢して切り詰めていると、何とかならんのかと。

こういった切実な声を多く私も聞きました。

果たして、予算の中でこういった高齢者の声が補正予算に十分反映されているのか、私は大きな疑問を感じております。

この背景には、そうした高齢者の声が行政に届きにくい構造的な課題があるのではないのでしょうか。

高齢者に関する施策は、主に福祉分野の枠組みの中で扱われ、独居高齢者など日常的に行政との接点が少ない方々の生活実態や切実な声を直接的に反映する体制があるのでしょうか。

最も影響を受けている方々の実情が予算に十分反映されず、生活者支援より消費喚起策が中心となる予算構成となっていることに違和感を感じております。

各種世論調査においても、今回の衆議院選挙で有権者の最大の関心ごとは物価高対策でありました。

まさに、今、行政は県民の生活を守るための迅速かつ的確な対応が求められています。この重点支援地方交付金は、物価高に直面する生活者を緊急的に支援するために国が措置したものであります。

そこで、今回の予算編成において物価高の影響を強く受けている高齢者をはじめとする生活者の実態やその声をどのように把握し、どのように予算に反映したのか、また、こういった声を的確に政策に反映させるための組織体制が十分であると考えているのか、知事の所見と認識を伺います。

今回の重点支援地方交付金を活用した事業で、県民が恩恵を実感できるのは、はぴコインを活用してプレミアム商品券を販売する事業が目玉だと認識しております。

しかしながら、この事業が県民に公平に行き渡るかについては不透明な点もあると感じております。

本事業を利用するには、スマートフォンを所有し、ふくアプリを登録していることが前提となります。

地域通貨であるはぴコインを利用促進することは大いに賛同しますが、その一方で、スマートフォンを使い慣れない方々や情報が十分に行き届かない高齢者が制度から取り残されるようなことがあってはならないと考えております。

また、配布枚数に限度がある場合、抽選なのか、先着なのか、あるいは希望者全員に行き渡る仕組みとなっているのか、そのことによって公平性の在り方は大きく異なるものと考えております。

そこで2点伺いますが、まず本事業の利用に当たって必要となる条件や手続、プレミアム分の配布方法についてどのように公平性を確保する仕組みとなっているのか所見を伺います。

また、スマートフォン操作に不慣れな高齢者や情報取得が困難な方々に対して、本事業や広報のアプリの登録利用をどのように手助けしていくのか、全ての県民が等しく恩恵を受けるための対応について所見を伺います。

続いて、外国人受入れの環境整備について伺います。

最近では、各級選挙において外国人受入れに対して分断させるような訴えや公約が目立っております。

昨日も多く議員から知事の選挙中の公約と、知事に就任してからの政策との齟齬について多くの指摘がありました。

そもそもこういった外国人政策の是非を理念や感情だけで論じるのではなく、日本の実態、福井の実態を正確に整理した上で一刻も早く必要な政策へ反映していくことを改めて求め

たいと思います。

昨日の中西議員とも重なる部分もありますが、別の視点から掘り下げてお聞きしていきたいと思います。

福井県には、去年12月現在で2万772人の外国人住人が生活をしております。

留学生、技能実習生、特定技能、そしてその家族など、多様化が進んでいます。

それぞれ在留目的や地域の関わりは大きく異なっています。

ただ、いずれの外国人も、日本を選んでいただき、そして学ぶこと、働くことに夢や希望を持ち、地域社会の一員として生活をしています。

知事にはこのような方々を特にリスペクトしていただきたいと思います。

今、報道等で問題視されているのは、外国人観光客の都市部でのオーバーリズムや爆買い、文化や生活習慣の違いによるマナーの問題などです。

一方で、技能実習生や特定技能人材などの就労者は、人手不足が深刻な本県産業を支える重要な担い手であり、こういった地域を支える大切な人材に対し、適切な支援と環境整備を強く求めていきたいと思っています。

そこで、今回改正される多文化共生プランにおいて、外国人住民が地域社会の構成員として生活するための支援をどのように具体化していくのか、知事の認識と今後の方針についてお尋ねをいたします。

近年、県内でも、特定技能人材の就労者の家族が増えております。

留学生や就労者本人は、来日前に一定の日本語教育を受け、片言の日常会話は可能であります。

しかし、パートナーなどの家族は日本語能力がほぼなくてひらがなすら読めない方も多く、地域で孤立する要因となっております。

資料を御覧いただきたいのですが、例えば福井市では、小中学校における外国人児童生徒への日本語教育は、週2回、2時限の学習で期間も原則1年間に限られております。

資格や指導マニュアルを持たない、今、ボランティアに依存している状況で、ボランティアをマッチングするコーディネーターも1人しかいないという状況です。

その結果、1年を経過しても十分な日本語能力が身につかず、日常生活や学習に支障を来している、あるいはクラスの友達とコミュニケーションが取れずに不登校になるケースもあるとのこと。

就労者のパートナーも日本語を体系的に学ぶ場所はほとんどありません。

高い学習費用を払うこともできません。

登録しているボランティアも、高齢化や固定化が進んでいるにもかかわらず、それでもボランティアに任せるしかない環境であり、支援体制が不十分であります。

これまで議会答弁では、次期、今回の多文化共生プランでは、日本語教育を重要施策と位置づけ、県主導で市町大学、企業、日本語教育機関等で構成する中核機関を設置し、エリアごとに日本語教育を推進するコーディネーターを新たに配置したいとのことでした。

この中核機関とはどのようなものなのか、また、県の支援によって例えばボランティアではなくNPO法人などに委託事業として地域の公民館やコミュニティセンターで日本語の学習機会を確保するなど、持続可能な教育体制の構築に向けて具体的にどのように体制整

備を進めていくのか伺います。

また、日本語学習支援者を増員したとしても、資格取得後の就労先の確保が十分でないという声もあります。

専門的な研修を受けて、資格を取っても、職業として安定的な職がなければ人材育成の観点からも拡充できないと考えます。

例えば、新設される若杉中学校、あるいは県立大学など、日本語学習の専門職として一定の雇用や報酬を確保していく必要があります。

そこで、県として県内全域に日本語学習の場を整備していくにあたり、日本語学習支援の資格取得者などに対して関係機関と連携してどのように就労の場所を確保し職業として成り立つ環境をつくっていくのかを伺います。

そして、もう一点、多文化共生を進めていく上で、制度構築と同時に大事なのが日常から交流を深め、文化や生活習慣の違いを互いに理解することです。

コミュニケーション不足は、誤解や不安、ときには地域で摩擦を生む要因となっているのではないのでしょうか。

近年、グローバルフェスタなど、イベントは増えております。

しかし、その多くは、年に1回の開催なので一過性のものが多く、参加者も関心のある一部の方に限られています。

日常生活の中で多文化共生を地域に根付かせるためには、外国人と日本人が自然に交流できる環境づくりが不可欠であります。

こうした交流の場の機会は市町によって差があるのが実情ではないのでしょうか。そこで私は、市町が行う公民館活動や地域交流事業は、県が主体で育成している福井外国人コミュニティリーダーを市町に活用できる仕組みを構築していくべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか県の方針を伺います。

最後の項目になります。

アリーナ周辺と駅東口の交通問題であります。

東公園に建設予定の新アリーナは、約5000人を収容する規模であります。

しかし、施設内の駐車場は関係者とVIP用の約80台だけであり、一般来場者の駐車場は整備されない計画であります。

現在、足羽川の河川敷を臨時駐車場として活用する案や駐車場シェアリングサービス a k i p p a の活用で民間駐車場へ誘導することなどが検討されています。

しかし、私は、建設計画当初の構想であった原則公共交通によるアクセスを、改めて別の視点から検討すべきだと考えております。

理由は、現在のセーレン・ドリームアリーナ、県営体育館ですが。

この、ブローウィングズの試合状況にあります。

試合があるときは4000人以上が来場していますが、運動公園の駐車場は1128台あります。

試合開始の3時間前にはほぼ満車、ほかの施設利用者が駐車できない状況が発生しております。

試合開始の、さらに運動公園前の西環状線においては、南北約2キロにわたる渋滞が発生し、地域住民の日常的な移動にも支障が出ています。

駐車場に入り切らない車両は狐川の河川敷などに駐車して約1キロ15分を徒歩で来場しています。

このような状況が起きるのは、来場者が自宅を出る段階から現地に駐車場があることを前提として自家用車を選択しております。

結果として、観戦者の9割近くは車で来場することになります。

アリーナ運営会社が今想定している約600台の郊外駐車場と30台のシャトルバス、これは40人乗りと仮定して、最大1200人を輸送できる体制を整えた場合でも、残る3800人は自家用車や送迎等に依存することになります。

1台当たり平均乗車人数2人で仮定をします。

そうすると、駐車車両は約1900台。

この規模の車両が駅東周辺に流入することになります。

もし県が足羽川原の河川敷に2000台規模の駐車場を整備できるのであれば、自家用車でも来てくださいますと言えますけども、これが数百台規模であれば大型イベント時は使用しない方がいいと考えています。

現地にはコインパーキングしかないという前提を明確にして、できるだけ自家用車以外の交通手段を選択する方針へ転換するべきと考えています。

さらに、来場者の2割が送迎車を利用すると仮定した場合、送迎対象者は約1000人となります。

送迎車両は延べ1000台発生することになりますが、この送迎車両がアリーナ周辺で1台につき約15秒停車したと仮定しても、合計1万5000秒。

すなわち4時間分の停車需要が発生いたします。

これが退場後1時間程度に集中すれば、常時60台以上の車両が乗降のため滞留する計算となりますが、果たして現計画でさばけるのでしょうか。

ここは福井市が行うアリーナ周辺の交通シミュレーションや道路整備だけではなく、県が協力すべきは、やっぱりハピラインの利用促進にもらんだパークアンドライドを徹底する輸送計画ではないでしょうか。

ぜひとも、ハピラインを含めた各自の鉄道駅周辺に市町と連携して合計で2000台規模の駐車場を計画的に整備してはいかがでしょうか。

鉄道に誘導するためにパークアンドライドで駐車場代と電車運賃を観戦券に組み込むなど、車でのアリーナ周辺への流入を抑制する輸送計画を再考すべきだと考えますが、所見を伺います。

そして、もう一点、大型イベント時は送迎車両約1000台規模の発生が見込まれます。

常時60台以上の停車需要の可能性とアリーナ周辺道路への影響をどのように予測して混雑解消していくのか、具体的な対策を併せて所見を伺います。

最後に、アリーナ計画とも密接に関わる福井駅東口交通広場の課題について伺います。

位置関係が分かるように資料を御覧いただきたいと思っております。

駅東口交通広場は平成21年春に供用開始されましたが、その後の北陸新幹線開業により、送迎車両や観光バスは大きく増加して、交通重要は当初の想定を超えております。

私も幾度となく委員会等で指摘をさせていただいていますが、現在、送迎車と広場内のコ

インパーキング利用、そして高速バス、観光バスが同じ動線上で交錯しております。送迎車がバスの待機場場に駐車することは頻繁で、バスの侵入や出発に支障が生じるなど、自家用車とバスの混在によるトラブルが毎日のごとく発生をしています。こうした問題を踏まえ、福井市はアオッサ周辺に送迎用スペースを11台確保していただきました。

交通広場内の道路は県道228号線です。

道路管理者である県も、ガードマンや看板設置など、様々対策を取っていただきました。さらに東大通りにもバス待機場を3台分確保するなど講じておりますけど、依然として抜本的解決には至っておりません。

そこで、まず、現在の駅東口交通広場における自家用車とバスの動線混在の状況において、県としてどのような課題認識を持っているのかを伺います。

そもそも駅東口というのは、新幹線開業前に一乗谷口という名称に決定して、県もこの県内観光地への出発点として位置づけております。

現在も民間観光バス、高速バス、観光定期便は、全てこの東口から発着しており、観光客の利便性を優先すべき重要な交通拠点であります。

今後、アリーナ整備による駅利用者の増加や駅東地区のさらなるにぎわいが見込まれる中、交通広場を含めた駅東周辺全体のまちづくりの観点に立った再構築が必要であります。

図面にも書かせていただいた、私が考える解決案として、一乗谷口からアリーナ方面及び東大通り沿いに、雨に濡れない、いわゆるアーケードをつくって歩行者動線を整備し、その沿道を送迎車の待機空間として活用して、東口交通広場には自家用車の流入を抑制する、そして、交通広場を観光バス優先の空間として再整備する大きな配置転換が必要であります。

そこで、将来的な駅東地区のにぎわい創出を見据え、交通広場の再配置を検討するため、駅東周辺全体の実態調査をしていただき、アリーナ開業までに自家用車とバスの動線分離を含めた抜本的な配置計画を見直すべきと考えますが、所見を伺います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長／知事石田君。

石田知事／野田議員の一般質問についてお答え申し上げます。

まず、高齢者を含む生活者の声に対する物価高対策への反映及び組織体制についてお答えいたします。

県では、各部局が日頃から業界団体、関係機関などを通じ、県民や事業者の実態把握に努めており、これらを踏まえ、12月、2月の補正予算において必要な物価高対策の事業を計上したところでございます。

例えば、県産米購入支援につきましては米価の高止まりで消費者の米離れを懸念する声を伺い、子育て世帯だけでなく、高齢者を含む全ての世帯を対象を拡充いたしました。

また、県内各市町でも国の交付金を活用し、様々な声を聞きながらきめ細やかな生活支援を実施していることも踏まえ、県では、はぴコインによる消費喚起策を実施することとい

たしました。

これについては多くの方に活用していただけるよう、スマホ操作に不慣れな高齢者等に配慮し、県内各地で説明会を実施することとしております。

今後も物価高対策に限らず、あらゆる分野において県民の声を的確に把握し、県民目線、県民本意の県政が進められるよう、県庁全体で組織的に取り組んでいく所存でございます。次に、多文化共生推進プランにおける外国人住民が地域社会の構成員として生活するための支援についてお答え申し上げます。

国は、今年1月に決定した外国人の受け入れ、秩序ある共生社会実現に関する総合的対応策において、日本の法やルールの中で国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、ともに繁栄する社会の実現を目指すとしております。

県としましても、国の方針や対応をしっかりと踏まえ、日本人も外国人も互いにリスペクトをし合い、共に支え合う秩序ある共生社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

国は外国人の受け入れにあたり、入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進を進めるとしております。

県においても外国人住民も県民も安心して共生できるよう外国人住民と直接対応する市町や企業、関係団体と連携し、日本語教育にあわせて地域のルールを学ぶ体制づくりをしっかりと進めたいと考えております。

さらに、外国人住民と県民の相互理解を推進するため、多文化共生に取り組む団体を支援し、身近な催し等による継続的な交流機会の場、これを創出していきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私から5点。

まず、外国人の受け入れ環境整備に関する御質問の中の、中核機関の内容と持続可能な日本語教育の体制の構築についてお答えを申し上げます。

中核機関と申しますのは、国の補助金を受けて設置するものでございまして、日本語学校支援の専門家ですとか、実際の支援者、また経済界、国際交流団体等10名程度で構成する予定でございます。

この組織で県全体の日本語学習の指針を進めまして、必要な施策の検討を行うなど日本語学習支援を総合的かつ効果的に推進いたしてまいります。

国の補助金スキームに従いまして、大きな方向性としましては、8年度は中核機関において、まず学習支援の実態調査を行います。

結果を踏まえまして、持続可能な日本語教育体制の指針を策定してまいります。

9年度はこの指針に基づきまして、地域ごとに配置するコーディネーターが日本語教室に向けてのカリキュラムの整備ですとか、教育方法に関する助言を行いまして教育水準の向上と学習者の増加を計画的に進める予定でございます。

さらに、日本語教室がない市町の解消を目指しまして、市町の国際交流協会などのNPO

ですとか公民館が日本語教室を設置運営できるよう支援してまいります。

また、学習支援者の育成講座を開催いたしまして、総合的な日本語教育の体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、日本語学習支援者の就労の場の確保についてお答えを申し上げます。

本県は、都市圏に比べまして日本語学校が少なく、日本語学習支援者の正規就労は限定的でございます。

一方で、外国人労働者の増加によりまして、企業での日本語教育や教育現場における外国にルーツのある子どもさんの対応が必要になるなど、幅広い場面で日本語支援の需要は徐々に増してきております。

国に起きましても、今年1月に決定いたしました対応案の中で、日本語学習支援者等の養成や社会的地位の向上を目指すとしておりまして、今後、就労機会の創出など、日本語学習支援者等の活用ですとか所得面での処遇改善、こういったものが施策として示されるものと考えてございます。

県としましては、県内の日本語学習支援に関わる人材や支援ニーズを調査、整理した上で国の今後の支援策を見極めながら、中核機関において就労に向けた支援方法を検討いたしまして、日本語学校だけではなく企業や学校などでの人材活用につなげてまいります予定でございます。

次に、福井外国人コミュニティリーダーの市町での活用についてお答えを申し上げます。

県では、国の方針を踏まえまして、日本人も外国人も互いにリスペクトし、ともに支え合う秩序ある共生社会の実現に向けまして、今年度、多文化共生推進プランを改定いたします。

外国人住民と県民との相互理解が何よりも重要でございまして、日本語やマナーの学習、地域での交流機会を増やしてまいりたいと考えてございます。

この中でコミュニティリーダーは制度開始から6年が経過いたしまして、現在100人を超えてございます。

その活動の質、量ともに活用に向けた条件が整ってきてまいりまして、市町からの問い合わせも増加してきてございます。

御提案もいただきましたが、県といたしましては、コミュニティリーダーが市町の公民館活動や地域交流事業でさらに活用されるよう、市町に対しリーダーの役割や活動内容を紹介いたしまして、活躍の場を創出してまいります。

加えて、リーダーと市町をつなぐマッチングの仕組みや活動を支える支援体制の整備を進めまして、地域の実情に応じて、リーダーが地域と外国人住民の橋渡し役として活動できる環境を層整えてまいりたいと考えてございます。

続きまして、アリーナ関係に関して、まず、アリーナ周辺への自家用車の流入を抑制する輸送計画についてお答えを申し上げます。

アリーナは福井駅から徒歩圏内の立地を生かしまして、できる限り歩いて来場し、まち中を巡りながら飲食や物販、宿泊などの消費をしてもらうことによりにぎわいを創出する効果が期待されております。

一方で、福井市の交通予測調査では、最大1500台程度の車利用が見込まれておりまして、

これを抑制するため、経済界は600台分の郊外大型駐車場からのシャトルバス運行ですとか、お話もありましたけどa k i p p aの活用、駅周辺の近隣商店街で利用できるクーポン、福井マースを活用した公共交通機関との企画切符の造成など、歩いて楽しめる環境づくりを検討しているところでございます。

なお、アリーナ近くの足羽川河川敷を駐車場として活用することにつきましては、福井市は議会や地元に対しまして入り口が限られ渋滞のおそれがあることほか、冬の間は、雪捨て場、排雪場所として活用するため駐車場としての活用は望ましくないと説明をしております。

県としましても、公共交通機関の利用を促進するため、ハピライン各駅での市町による駐車場設備など駅の機能向上、魅力アップに対しまして、原則1億円を上限に事業費の2分の1を支援してきておりまして、現在、鉄道3社で合計3773台の駐車場が確保されてございます。

こうした支援策の活用を、沿線市町に引き続き促しまして、パークアンドライド駐車場をさらに充実してまいりたいと考えてございます。

続きまして、送迎車両のアリーナ周辺道路への影響と対策についてお答えを申し上げます。福井市が調査いたしましたイベント時の交通需要予測によりますと、豊島交差点付近の交通量は、Bリーグ開催時には平日朝ピーク時の8割弱で、休日のピーク時と同等程度の結果が出ておりまして、顕著に車が増加することはないと見込んでおります。

御指摘のありました送迎による混雑対策につきましては、現在、福井市が警察と対応を協議してございます。

県といたしましては、その協議結果を踏まえまして、送迎車両の流入や渋滞の抑制に向けた興業時の警備員、誘導員の配置、郊外の大型駐車場や駅のパークアンドライド駐車場の確保とその利用呼びかけなど、対応を徹底するよう市とともに経済界に求めてまいります。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは2点、お答えをさせていただきます。

まず、ふくいはいびコインを活用した消費喚起事業の公平性についてでございます。

プレミアム付き商品券の購入に当たりましては、特に上限などは設けておらず、スマートフォンを所有し、ふくアプリではびコインを利用できる登録手続きをしていただければ、プレミアム付き商品券をチャージ、購入していただくことが可能でございます。

販売に当たりましては、少数の人が買い占めることがないよう、一人当たりの購入数の設定や、販売期間を数回に分ける購入機会の分散、抽選性の導入などを行い、購入を希望される方々が購入しやすく、公平性が確保される仕組みを検討してまいりたいと考えてまいります。

次に、スマートフォン操作に不慣れな方や情報取得が困難な方々への支援でございます。議員御指摘のスマートフォン操作が不慣れな方々に対しましては、ふくアプリのダウンロードからプレミアム付き商品券までの購入までの操作に対しまして、県内全域の商業施設等において、お一人お一人が御相談いただける説明会を計20回程度開催することとしてお

り、スムーズに商品券を購入できるよう手厚く支援してまいりたいと考えております。また、情報発信につきましては、プレミアム付き商品券の販売時期にあわせ、ウェブやSNSでの発信に加え、テレビやラジオのCM、新聞広告の掲載、公共施設や店舗でのポスター掲示など、様々な媒体を活用して発信することによりまして、この事業に関する情報が県民の皆様確実に行き渡るよう努めてまいりたいと考えております。こうした購入までの支援、情報発信によりまして、合計約140万セットを用意する商品券が、購入を希望される方々にできるだけ幅広くお届けできるよう進めてまいりたいと考えております。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは、アリーナ周辺と駅東口交通広場の課題について、2点お答え申し上げます。

まず、福井駅東口の自家用車とバスの動線混在の状況についてですが、北陸新幹線開業後、福井駅東口広場では、駅利用者の送迎に加え、近隣商業施設の利用客や観光バスの増加により交通量が増加しております。

議員の御指摘もございましたが、これまで駐停車禁止の看板、貼り紙の設置、路面標示の引き直し、年末年始等の繁忙期における誘導員の配置などを行いまして混雑の緩和に努めてきたところでございます。

しかしながら、ピーク時には自家用車とバスの動線が混在していることから、バス停車帯付近や広場入り口付近まで一般車が滞留し、その結果、バスの交通や停車に支障が生じていることが課題であると認識しております。

次に、東口交通広場の配置計画の見直しについてお答え申し上げます。

福井駅東口交通広場の現レイアウトにつきましては、新幹線時代を見据え、平成14年に有識者や交通事業者などを含めました福井駅前広場策定委員会で決定したものでございます。現在実施しております混雑対策の効果を注視しながら題解決に向けまして、当時の委員会の主体であります福井市をはじめ、交通事業者などの関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

議長／野田君。

野田議員／少し時間がありますので、再質問、要望も含めてお伺いしていきたいと思ます。

まず、駅東口交通広場、今土木部長から答弁ありましたけれども、これは今後、再配置とかいろいろ考えていく上で福井市とか関係者、これはまちづくりという観点ではなくて道路管理者としていろんな協議体を持って協議をしていくという方向で間違いのないのか、まずここを1点再質問もさせていただきたい。

それから、プレミアム商品券のことでございます。

今ほど、説明会を20回ほど県内でやるということを御答弁いただきましたが、高齢者の方々

ってやはり行ける範囲というのは、もう公民館のところ、自分の近くの公民館。

下手したら集会所ぐらいまでしか行けません。

ショッピングセンターとか、そういったところでやる方というのは、車を運転できる高齢者であって、独居高齢者の本当に車が運転できない方々への対応というのはなかなか難しいし、あるいは情報が入ってこないような、そういった方々もいると思います。

説明会をやったから大丈夫だという、そういう、責任をやったふうに見せるというわけではなくて、しっかり公平性を担保していつていただきたいと。

県内市町では高齢者に対してお米券を紙で配付したり、あるいは5000円の商品券を出すような自治体もありますけれども、金額について正解は分かりませんが、行政がしっかりと県民全体に公平に配布をしたいという、そういった姿勢が大事だというふうに思っております。

こういった説明会だけじゃなくてもう一度お聞きしたいんですけれども、具体的な対策についてもう少し踏み込んで御答弁をいただきたいと思っております。

それから、知事が外国人の具体的な、いろんな生活者がいる中でどうやって支援をしていくんだという私、質問をさせていただきました。

これに対しては、リスペクトして支え合うとか、安心して共生していく、そういった社会をつくるとか、市町と連携して学ぶ体制づくりをしていくという御答弁がありましたけれども、やはりもう少し、本当にこういった具体的な支援をどうやってしていくか、いわゆる支援というのは金額も含めてそういった政策をもっともっと出していただきたいなど、答弁でも言ってほしかったというのがあります。

そこでお尋ねしたいんですけれども、今後こういった生活している方々へ。

議長／答弁時間を残して再質問を願います。

野田議員／ここは要望ということで、もう少し具体的に答弁をいただきたいと思っております。

以上2点、再質問をさせていただきます。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／再質問にお答えいたします。

土木部といたしましては、東口の交通の関係でございますが、県といたしましては、まちづくりの観点からも県民や県内外の観光客に福井駅東口広場を快適に利用していただくことは非常に重要だと考えておまして、未来創造部とも連携しながら福井市や交通事業者など、関係者ともしっかりと協議を進めてまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／今回の事業でございますけれども、市町が行っておりますような生活

支援事業とは異なりまして、市町との役割分担の関わりの中で事業者支援のためにいかにお金を使っていたかという、そういった観点から事業を組み立てております。そうした中で、できるだけ広く市民の方々に御協力いただきたいという観点から先ほどのような御答弁を申し上げましたが、紙ベースでの商品券の発行の併用とかも考えたのですが、やはり費用対効果でございますとか、あるいは二重取りの防止、そういったこともございますので、繰り返しになりますが、市町との役割分担という観点も重視いたしまして、現在のような組み立てとなったものでありまして、御理解賜りたいと思います。

議長／以上で、野田君の質問は終了いたしました。

三宅君。

三宅議員／ふくいの党、三宅わたるです。

私の誕生日まではあと4日なのですが、今は石田知事と同じ36歳です。

同世代のリーダーとともに福井の未来をよくしていきたい。

本日もよろしく願いいたします。

1つ目のテーマは、災害時の民間事業者による職支援についてです。

災害が発生した際、多くの方が自分にできることはないかと考え、被災地を支えたいという思いを持たれることは社会の大きな力であると感じております。

とりわけ食料に関する支援は、生命の維持のみならず避難生活の安心感や心身の回復にも直結する重要な分野であります。

能登半島地震の検証では、官民を問わず応援に集まった方々への対応が思うように進まず、受入れ調整や情報共有に課題があったことも指摘されています。

こうした教訓を踏まえ、善意や民間の力を混乱なく生かす仕組みづくりが重要であると考えます。

昨年改定された福井県災害時受援・応援計画は、多様な主体からの支援を円滑に受け入れる仕組みであり、とても重要で、今後はその実効性が問われる段階にあると認識しております。

そこで質問です。

災害時における善意や民間からの食料や炊き出しなどの支援に対する県の受入れの基本的な方針やあり方について、どのように整理されているのかお伺いします。

次に、今後の県の役割について伺います。

本県は、大規模災害に備え、県と市町で1日分、3食分の備蓄食料を確保しているとのことです。

また、災害時の温かい食事の提供については、これまでも自衛隊や赤十字社などボランティア団体などが重要な役割を果たしてきました。

その上で、県としても食の支援のスピードや質をさらに高めていく重要性を感じているからこそ、最近では避難所に指定されている県有施設へ調理器具の整備を進めるなど、新たな取組にも着手されたものと理解しております。

近年の災害は、広域化、長期化する傾向にあり、保存食中心の生活が続くことによる体調

への影響や被災者の精神的負担も課題として指摘されています。

温かい食事は、栄養面のみならず安心感や日常性を取り戻す上でも大きな役割を果たします。

したがって、量の確保にとどまらず、温かさやスピード、継続性といった観点から、支援の質をどのように高めていくのか、その中で県が果たす役割が重要であります。

そこで質問です。

備蓄食料や調理器具の整備を含め、災害時における食の支援について、県と市町の役割分担をどのように整理しているのか、とりわけ県として今後どのような役割を担っていくのかお伺いします。

次に、災害時応援体制の充実に向けて伺っていきます。

災害対応の在り方は、社会環境や技術の進展とともに進化していくものと考えます。

近年、県は、トイレトラックの導入を進めるなど、機動性の向上に加え、避難所の衛生環境を改善し、被災者の生活の質を高める取組にも着手しています。

同様に、民間事業者も技術や機動力が大きく変化しており、能登半島地震では、キッチンカーによる温かい食事の提供が被災地で一定の評価を受けたとの報告もあります。

こうした経験を背景に、県内でも鯖江市や他県においてキッチンカー事業者や協会と連携協定を締結し、迅速かつ質の高い食支援体制を整える動きも広がっています。

これらは、既存の備蓄体制や公的支援を否定するものではなく、その隙間を補完し、支援のスピードや質を高め、受援計画の実効性を高める取り組みでございます。

防災の在り方を進化させていく観点から、連携協定の内容や協定先についても社会の変化や現代のニーズを踏まえ充実させていく視点が重要ではないでしょうか。

補助資料1を御覧ください。

昨年11月時点で県は218件の災害時応援協定を結んでおり、このうち生活物資関係は24件となっています。

そこで質問です。

県は避難所の食支援に関して民間事業者とどのような応援協定を締結して取り組むこととしているのか、また、社会や民間事業者の技術、機動力の進展を踏まえ、今後の協定事業者の拡充の方向性について伺います。

議長／危機管理監中嶋君。

中嶋危機管理監／三宅議員の一般質問について、3問お答えいたします。

まず、食料や炊き出しなどの支援に対する県の受入れの基本的な方針や在り方についてお答えいたします。

災害時における食の提供に対する基本的な体制について、県地域防災計画では義援物資の受け入れは、被災地の需給状況を勘案し、受け入れを希望する物資を公表することにより、広く一般に周知することとしております。

また、物資の受け入れについては、原則として企業等からの大口の義援物資を優先して受け入れることとしており、福井県災害時受援・応援計画において、受け入れや配分、輸送、手

順等を定めております。

食料の提供においては、必要に応じ被災者のニーズに対応していくことが求められており、県ではアレルギー対応食品や乳児用液体ミルクを備蓄しているところでございます。

今後とも、多様な主体と連携し、被災者を支援できる体制の整備を進めてまいります。

次に、災害時の食の支援における県と市町の役割分担についてお答えいたします。

本県の食料備蓄は、地震の被害予測をもとに、最大の避難者数を想定し5万8000食分を備蓄しております。

市町では避難所ごとに備蓄しており、県は各市町の備蓄を保管するため、5つの広域圏に分けて備蓄してございます。

また、県では、食料品や飲料水等の供給を目的とした災害時応援協定を県内外の24団体、先ほど先生からも御紹介ありました、締結しているところでございます。

市町においても地元企業や県内企業を中心に協定を締結しており、速やかに食糧の供給を図っていくこととしております。

さらに避難所に指定されている県有施設において、温かい食事を提供するための炊き出し用調理器具の整備を今年度から進めており、引き続き、避難所を運営する市町を支援し、避難所の改善に努めてまいります。

最後に、避難所の食支援に関する民間との協定締結状況と、今後の協定事業者の拡充の方向性についてお答えいたします。

県では218件の企業や団体と災害時応援協定を締結しており、このうち、食糧確保としては、福井県生活協同組合連合会や県経済連、全国展開している大手コンビニチェーンなど10団体と協定を結んでございます。

協定企業には、昨年度の県総合防災訓練等に参加いただき、実効性を高めるよう努めております。

国においては、能登半島地震を受け避難所の支援、炊き出し等に協力する団体等を被災者援護協力団体（？）として登録する制度を令和7年に創設し、民間の力を生かした被災者援護体制の構築を進めてございます。

食においては備蓄や応援協定に加え、国からのプッシュ支援もあり、多くの物資の仕分けや避難所への速やかな輸送も重要であることから、効率的な輸送体制を含めて社会の変化や被災者ニーズを踏まえ、新たな協定先の検討や対策を進めてまいります。

議長／三宅君。

三宅議員／ありがとうございます。

やっぱりしっかりと体制をつくっていただいていますし、ただ、一方で援護協力団体として登録制度も始まっているということなので、もっと広く知っていただいて、それも含めているいろんなキッチンカーだったり、いろんな方法が進化しておりますので、また検討していただきたいなというところもあわせてお願いしたいと思います。

次のテーマに移ります。

2つ目のテーマは、福井駅東口の交通課題についてです。

先ほどの野田議員の議論ともを重ねて私も一緒にここでお願いしていきたいという案件です。

補助資料、1つ飛びまして、3を御覧ください。

福井駅東口ロータリーでは、中央の駐車場待ちの車が列をなし、バスがロータリーへ円滑に進入できない事例が繰り返し発生しております。

さらに、駅に一番近い部分に一般車両向けに2台分の乗降スペースが設けられているものの、それを上回る利用があるためか、補助資料2のように、高速バスや大型バスのバス専用レーンに一般車両の駐停車が常態化し、バスの停車や出発を妨げる状況が続いております。

私自身も現地で計測したところ、2月20日の夕方の約2時間で97台の一般車両がバス専用ゾーンに駐停車している状況でした。

道路交通法では、停留所から半径10メートル以内の駐停車は禁止されておりますが、違反が日常的に見られるこの状況は看過できない事態であります。

一般車とバスの接触事故があったとも聞いております。

また、駅東口ロータリーの速度制限は現在30キロとされておりますが、交通量が多いこともあり、体感的に早く感じたり危険を感じやすい状況も見受けられます。

ほかの駅前ロータリーでは、20キロに規制している例もございます。

新幹線延伸以降、東口は高速バス、ハピバス、XRバスといった県が推進する定期観光バスや、首都圏などから団体ツアー利用が活発化しており、駅東口の安全確保は重大な課題であると私も考えます。

そこで質問です。

直近1年間における福井駅東口ロータリーの混雑状況や交通ルール違反の状況に対する県の認識について、重複にはなりますが、土木部及び警察本部にお伺いします。

また、ロータリーの安全性向上のため、取締りの強化や速度制限の見直しが必要と考えますが、警察本部の所見をお伺いします。

改めて、補助資料3を御覧ください。

先ほどの土木部長の答弁等でもありましたが、これまでの対策として、福井市においてはアオッサ側への11台分の送迎用駐車帯の整備が行われましたし、県においても看板表示の工夫や誘導員の配置など、一定の取組が講じられてきたことは承知しており、本当に感謝しております。

しかしながら、混雑時においても駐車帯が空いている場面が見られるなど、表示や誘導が十分に機能しているとは言い難い状況です。

また、ロータリー内の駐車場は20分以内無料という料金設定であることから、送迎待機に利用されている場合や、例えば40分程度の利用であれば周辺駐車場よりも割安となるケースもあります。

こうした料金体系が利用行動に影響している可能性についても検証が必要ではないでしょうか。

さらに行動心理学の視点を踏まえたレイアウトや看板、路面表示の工夫などにも、なお改善の余地があると考えます。

補助資料4では、現状の改革を御紹介させていただいております。

この問題の根深さ、本当に長期化しておりますので、この問題の根深さと福井アリーナ整備により、今後、東口の人流変化も見込まれることから、実は抜本的なレイアウト見直しの検討も必要かもしれません。

そこで質問です。

より分かりやすい看板や路面表示の整備、駐車料金体系の見直し、啓発、パトロール強化などについて道路管理者として主体的に調整し、課題解決に向けた総合的な取組を強化していく考えはあるのか、見解をお伺いします。

次に、駅周辺観光拡大を見据えたバス待機場所の確保について伺います。

新幹線延伸以降、福井駅を起点する団体ツアーや定期観光バスの利用ニーズは増加傾向にあります。

一方で、県内における団体向けの昼食施設が減少していることから、団体ツアーでのくるふ、ハピリン、MINIEなど、駅周辺の飲食店を活用した、いわゆる自由昼食と呼ばれる形態が今後ますます重要になると考えます。

これは県とにぎわいに資する重要なアプローチでもあります。

また、市中心部は大型駐車場を持たない飲食店が多いことを考慮する必要もあります。

さらに、今後の福井城坤櫓の復元により、福井城址を含めた駅周辺の団体バスの増加は十分想定されます。

しかしながら、大型バスの回送、待機場所は駅東口に依存しているのが実情であり、受入れ態勢の強化は避けて通れない課題だと考えます。

そこで質問です。

今後の駅周辺の団体昼食の拡大や福井城観光の充実を踏まえ、観光バスの回送、待機場所をどのように確保していく方針か、現状の体制で十分と考えているのか、今後の方向性について見解を伺います。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、福井駅周辺の観光バスの回送、待機場所の確保についてお答えを申し上げます。

県では、福井駅東口における観光バス等の乗降場所3台分に加えまして、県道福井停車場克美線沿いに4台分のバスの邸車体を設けております。

現在のところ停車線は混雑することなく利用されておまして、この停車帯を含みます東口乗降場所として、観光バスの回送では混むこともありますが、概ね適切な運用がなされていると認識しています。

また、観光バスが増加するふくい桜まつりなどといった大型イベントの際には、福井市が競輪場に10台分のバスの駐輪場を設けますほか、中央卸売市場を待機場所として案内するなど、駅周辺の交通状況を考慮して、柔軟な対応が取られております。

今後、大型バスによる来訪の増加などによりまして、バスの回送、待機場所に対する具体的な需要増が出てくれば、福井市やバス事業者、観光事業者などと必要な対策を協議して

まいりたいと考えてございます。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは2点お答えいたします。

まず、福井駅東口ロータリーの混雑等の状況についてお答えを申し上げます。

先ほど野田議員の質問にお答えしたとおりで恐縮でございますが、北陸新幹線開業後、東口ロータリーでは駅利用者の送迎に加えまして、近隣商業施設の利用客や観光バスの増加により交通量が増加しているところでございます。

これまで、路面表示の引き直しや年末年始の繁忙期における誘導員の配置などを行いつつ、混雑の緩和に努めてきたところでございますけれども、ピーク時にはバス停車帯付近や広場入り口付近まで一般車が滞留しておりまして混雑が発生しており、その結果、バスの通行や停車に支障が生じていることがあると認識しております。

次に、福井駅東口の様々な課題解決に向けた主体的、総合的な取組についてでございますけれども、道路管理者といたしましては、これまでも県バス協会や県警察と調整を行いながら様々な渋滞対策を行ってきたところでございます。

今後も駐停車禁止の看板や張り紙、路面標示の視認性向上、バス停車帯に設置している規制資機材の見直しについて関係者と協議しながら、必要な対策を進めてまいります。

また、東口広場外のアオッサ周辺道路への一般車両の誘導についても周知に努めてまいりたいと考えております。

一方で、福井駅東口交通広場の現レイアウトにつきましては、平成14年に有識者や交通事業者等を含めた福井駅前広場整備計画策定委員会で決定したものでございます。

先ほどもお答え申し上げましたが、まちづくりの観点からも非常に重要な場でございますので、現在、実施している混雑対策の効果を注視しながら、課題解決に向け駐車料金体系の見直しなども含めまして当時の民間の主体であります福井市をはじめ、交通事業者などの関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／私からは、福井駅東口ロータリー内における交通ルール違反の状況、取り締まりの強化や速度制限の見直しについてお答え申し上げます。

福井駅の東口ロータリーでは、一方通行、最高速度時速30キロ、駐車禁止の規制がなされており、一方通行や速度超過の違反はありませんけれども、放置駐車違反については令和4年は1件、令和5年は18件、令和6年は16件、令和7年は15件検挙している状況にあります。

県警察といたしましては、北陸新幹線開通後の令和5年以降、ロータリー内での違法駐車車両が増加していると認識しており、交通の安全と円滑のため引き続き違法駐車車両などに対する指導、取り締まりを強化してまいります。

なお、速度規制の見直しにつきましては、通行の実態や交通事故の発生状況を鑑みますと

さらなる速度抑制による渋滞の緩和や事故防止の効果は見込めないため、規制内容の見直しは必要ないものと考えております。

議長／三宅君。

三宅議員／それぞれ御答弁ありがとうございます。

しかしながら、様々なところと調整はしていても合わないといけないんですけれども、本当に事態がずっと長期化しているということだと思っ

たので、本当にバスのドライバーさんたち、日々使っている方々から声が継続的に上がっておりますし、皆さんも本当に見に行っていたきたいと思

います。夕方、見に行っていたくと、本当に深刻な状況。

2時間で97台、もう数え切れないぐらいだっと思

います。そういった状況がありますので、それをやっぱりそれぞれ今の状況では対応し切れていないという現状なので、だからこ

そこうやって各部署の皆さんに協力を仰きながら、何とか解決したいということなん

ですね。なので、本当にお力を貸していただきたいと思

いますので、どうかよろしくお願

いします。続きまして、3つ目のテーマは教育費の負担軽減についてです。総務省の家計調査によれば、福井市の国公立中学校に関わる授業料等の年間支出額は1万4030円と悪いほうで全国1位となり、2位の宇都宮市1万403円と比べても約35%高い水準

にあります。この授業料等には学級費やプリント代、PTA会費、修学旅行積立てなどが含まれ、塾代や給食費は含まれておりません。

これについて県協議、市協議ともに詳しい理由は分からないという見解と報道がありました。

本県は、ふく育県としてゆりかごから巣立ちまで切れ目のない充実した教育支援を掲げており、その中で国公立中学校に関わる授業料等の支出が全国トップクラスとされたことは、県としても丁寧に受け止めるべきではないでしょうか。

これまでも全国的に見て、本県の支援がかなり充実しているという説明を重ねてこられてきただけに驚きの報道でもございました。

この調査は、都道府県庁所在地と政令指定都市を対象としたものであり、今回の結果は、あくまで福井市の状況を示すものです。

しかし、仮にこの傾向が福井市にとどまらず県内各地町にも共通する構造であるならば、より本格的な分析と対応が求められると考え

ます。そこで質問です。

今回の調査結果を県としてどのように受け止めているのか何うとともに、全国に比べ、公立中学校の授業料等が高いのは福井市特有の傾向なのか、または県全体の共通課題であるのか、これについて検証を行う意思はあるのか教育長に伺

います。次に、教育費の負担軽減について伺

います。私は昨年6月の一般質問において入学時の学用品購入費の負担について取り上げました。

学校入学時の就学準備に係る保護者の私費負担は、公立で平均約18万円、私立で約24万円にも上ると紹介しました。

一定の金額が入学時や年度当初に集中し、制服や指定教材などの購入が必要となる、いわゆる隠れ教育費の問題がここにあります。

修学旅行費の積立など、負担を平準化する工夫が既に行われていることは承知しておりますが、入学時や年度当初の支出集中という構造にはなお課題が残ります。

実際、保護者からは、支出を分割する手段として、できれば民間のクレジットカードの分割とかいうものもありますけれども、そういったものはちょっと避けたいので、やはりより公共的で安心できる仕組みがあればとの声というか、アイデアもいただいております。

もちろん、しっかりとそれに備えてためていくということも大切なんです、やっぱりこういう視点も声もあるということです。

これを受けて、これまでの給付や補助の議論と合わせて、私は入学時に集中する経済的負担の平準化にも今後は注目すべきだと考えを深めてまいりました。

一括払いという構造そのものが負担感を生んでいるのであれば、ランドセルや制服、年度当初の教材等に限定して分割支払いを選択できる環境を整えるなど、家計に無理のない月額化・平準化という視点も、ふく育の理念を前進させると取組として検討に値するのではないのでしょうか。

例えば、地元の金融機関と県が連携して利息がない分割支払い制度を創設するなど、入学時に集中する経済的負担を軽減するための支援を検討してはどうかと考えます。

当時、私の質問に対して前知事は、一人親家庭や生活が普及している所得の低い家庭では、引き続き学費以外の経費の負担が重いという指摘もいただいている。

財政的な制約があるが、経済的支援の拡充も一つの方向性だと認識しているといったことも述べられておりました。

そこで質問です。

子育て教育の強化を掲げて当選された石田知事ですが、ふく育県ブランドのさらなる深化に向け、入学時に集中する経済的負担に対する課題認識と経済的負担の平準化など、今後の支援の方向性について知事の考えをぜひ前向きにお答えください。

議長／知事石田君。

石田知事／入学時に集中する経済的負担に対する課題認識と今後の支援の方向性について御質問がありましたので、お答え申し上げます。

本県では、手厚い経済的支援により子育てにお金がかかると感じる県民の割合が低下するなど、着実に成果が出ている一方で、令和7年度の県の調査では依然として経済的な負担、その軽減を求める声が多く、限られた予算の中で子育て世帯がどこに負担を感じているのかをしっかりと見極めながら効果的な施策を検討していく必要があると考えております。なお、今後の経済的な支援については、負担が集中する入学時への対策等と様々な課題がある一方で、県の調査では、子育て中における経済的負担の軽減を求める方のうち、約42%が大学期、約27%が未就学期の負担軽減を希望しているという状況ではございます。

子育て世帯の経済的負担感は、ライフステージや家庭環境により異なることから、調査の結果や当事者の声を丁寧に分析し、優先度の高い施策を検討していくとともに、引き続き県議会の皆様からの御意見を賜りながら、子育ての希望が叶うふく育県の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいく次第でございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、総務省の家計調査における国公立中学校に関わる授業料等の結果の受け止めについてお答えを申し上げます。

令和7年の家計調査における県庁所在地、政令都市の調査対象は、単身世帯を除いた5500世帯となっております。福井市のサンプル数は92世帯となっております。

福井市の全世帯は約11万世帯ございまして、実は0.08%の抽出調査ということでございまして、この家計調査は調査年によって変化が大きい統計調査でございます。

今年度は年額で1万4030円ということですが、昨年は9412円、その前は1万2717円と変動があるわけでございます。

また、この授業料等の額ですが、中学生がいない世帯も含めて算出されておりました。東京は年額で905円となっております。本県3世代同居率が全国2位、そして18歳未満の子どもがいる世帯数も全国4位ということでございますので、都市部に比べて金額が高くなる傾向にあるのかなと推測しております。

なお、この授業料等には、授業料、入学金のほか、学級費、PTA会費、テストプリント代、卒業アルバム代、修学旅行積立金が含まれるとされておりますけれども、内訳が公表されていないため原因分析がなかなか難しい状況でございます。

また、福井市以外のデータも公表されておられませんので他市町の比較も難しいというのが実情でございます。

議長／三宅君。

三宅議員／次のテーマに移ります。

4つ目のテーマは県立高校普通科の今後の在り方、探究学習の質確保についてです。

補助資料5を御覧ください。

これは細かすぎて見えないかもしれませんので、タブレット等で御覧ください。

本年度の県立高校一般選抜の志願状況を見ますと、職業系高校の充実化が進み、一定の成果が上がっていること、また、探求を掲げる学科コースに志願が集まる傾向が明確に表れています。

例えば羽水高校探究特進は3.70倍という高倍率である一方、同校普通科は0.70倍と定員を下回っています。

私の母校である武生高校についても探究進学は1.61倍であるのに対し、普通科は0.87倍となっており、同一校内でも志願の偏りが生じている状況であります。

普通科は校内での併願制度というものがあまして、この場合は全体倍率を平均すれば保

てる面もありますが、こうした現象は学力水準の差というよりも学科名称や教育コンセプトの打ち出し方が進路選択に強く影響している可能性があるのではないかと感じています。逆に言えば、その打ち出し方がある意味では人気が出している、効果を出しているということではあるんですけども、そういう側面もあるんじゃないかということです。

また、探究が比較的新しい分野のため、きちんと知られていないこともあると思うんですが、保護者からは探究は頭のいい子が行くところなのかなという声を耳にしております、かつて普通科進学校に向けられていた評価のまなざしが探究系学科へと移りつつある印象も受けます。

スーパーサイエンスハイスクール以外の地域の普通科高校で普通課内のコース設定もなく、単に普通とのみ掲げている学校については苦戦の状況が見られます。

職業系高校の充実や県立高校の特色化は今後も着実に進めるべきではありますが、その中で普通科が相対的に特色のない学科として位置づけられることがあってはならないと思います。

例えば、将来の進路をまだ定め切れていない生徒にとっては、なおさら探究的な学びが必要であり、それと進学指導を両立できるという新たな普通科像を構築していくことが、今まさに求められていると考えられます。

そこで質問です。

普通科の募集状況に対する県の認識について伺うとともに、探究的な学びを含んだ令和時代の普通科の役割を県はどのように捉え、今後の高校再編や学科コース設計の中でどのように位置づけていくのか伺います。

次に、探究学習における質や平等性の確保について伺います。

私は大学及び大学院において、教育社会学をベースに、格差研究や教育機会の平等に関する理論を真剣に学んでまいりました。

その立場から見ますと、探究学習で求められる力である近年重視されているような課題解決能力やコミュニケーション能力、さらには、ITやAI活用能力といった従来の学力試験では測りにくい力は、家庭の経済状況のみならず体験機会や社会関係資本などの差によってさらに影響を受けやすい側面があることは、長らくこの分野では指摘されていることです。

探究学習は、本来、生徒の主体性を育む重要な教育であります。主体系に依拠しやすく、また成果の測定や学習支援が捉えにくい性質のため、環境条件の違いが成果の差として表れる可能性も否定できません。

だからこそ探求を推進するのであれば、まずその前提となる条件の差をできる限り認識することが必要です。

その上で、教育の質をどのように確保し、機会の平等をいかに担保していくのか、教育行政としては不平等を克服できる学習環境をいかに整えるかです。

探求への期待が大きいからこそ、あえて厳しい指摘をさせていただいたところです。

そこで質問です。

課題解決能力やコミュニケーション能力などの探究学習で求められるような能力が、家庭環境や体験の差によって影響を受けやすいことが教育社会的な視点からも指摘されてい

ますが、これを県教育委員会としてどう受け止めているのか、これは政策論というよりも捉え方として答えていただけるとありがたいんですが。

また、県は探究学習において、教育機会の平等や教育の質の確保、そして向上をどのように実現していくのかお伺いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から2点、まず、令和時代の普通科の役割についてお答えをいたします。

今年度の県立高校の普通科志願者は1209人となりまして、前年度に比べて27人の減少となりました。

ただ、内訳を見ますと、地域の普通科、丸岡高校や三国高校、丹生高校など、また探究系学科併設の普通科、これは勝山高校や鯖江高校においては志願者数が増加している、そういった学校もあるところです。

これまでも全ての普通科では、普通教科を基盤とした学力の育成に加えまして、SSH校では高度な探究的な学び。

また、連携型中高一貫教育校では地域と連携した学びを進めてまいりました。

また、一部の高校におきましては地域探求やスポーツといった特色あるコースを設置するなど、各校の特色を打ち出した学びを展開しております。

国は、この2月に示しました高校教育改革に関する基本方針、グランドデザインの中では普通科改革といたしまして、文理にとらわれない学び、また科学的思考力の育成、そして実社会につながる授業の実践など、魅力ある普通科の在り方が求められています。

県といたしましては来年度、福井県立学校魅力向上プラン、仮称でございますけれども、これを策定する予定でございます。

このプラン策定の中で普通科も含めまして、本県の普通科の将来像について検討してまいりたいと考えております。

次に、探究学習における教育機会の平等と質の確保についてお答えします。

本県では、全国に先駆けて探求学習に取り組んでいるところでございまして、この探求学習ですけれども、生徒が自ら問いを立て、解決策を模索し、自ら実践し、そして、その効果検証を行うという、この一連の学びを通じて実社会で役立つ課題解決力を育もうとするものでございます。

本県では、全ての生徒がこの探求学習に取り組んでおりまして、主体性やコミュニケーション能力の向上につなげているところです。

御紹介もありましたが、こうした被認知能力が家庭環境や体験の差で影響を受けやすいということでございますけれども、県では探究学習を通じて、むしろこの体験格差を埋めて、全ての生徒が実社会に必要な実力を身につけてもらえるように支援していきたいと考えているところでございます。

さらに全ての高校生が参加できる全国プレゼン甲子園ですとか、高校生探求フォーラムなど探求活動の発表、交流の場を充実させるとともに、地域に飛び出す高校生を応援する高校生チャレンジアワード、今年度から始めます、今月16日に初開催ですけれども、こうし

た本県が先進的に推進していった探求学習について一層のレベルアップを図っていきたいと考えております。

議長／三宅君。

三宅議員／御答弁ありがとうございます。

そういうふうには探求学習に関してもいろんな機会を共有するというか、学校外に飛び出して共有するといった場も創出していただいたり、いろんな取組があるというのはありがたいなと思いました。

一方で、そういった影響を受けやすいから探究学習によって支援したいという話なんですけれども、したいという思いだけで実現するわけではないので、そこに対する具体的な支援策と、あるいは研修等を通じて、そういった理論的なところ。

そういう性質がやっぱりこういう科目にはあるといったこととかも含めて、そういった研修の機会というのをしっかりと確保していただきながら、皆さんでそういうことも踏まえた上で、教員の皆さんたちがやっていけるような形をつくっていただければ、よりみんな安心になるかなというふうに感じました。

これで私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

議長／以上で、三宅君の質問は終了いたしました。

中村君。

中村議員／越前若狭の会の中村綾菜でございます。

まずは石田知事、御就任おめでとうございます。

福井県民は石田知事を選ばれました。

そして、福井県民は今、変化を望まれているものだというふうに思っております。

私は今、福井が変わろうとしていることに非常にワクワクしております。

そして、今日はこの福井県がどう変わっていくのか、そういったところを県民の皆様は聞きたいのではないかなというふうに思っております。

知事の率直な思いを聞けますことを願いながら質問させていただきます。

まずは、若者に選ばれて、そして子どもが主役となる福井になるためにはについて質問をさせていただきます。

本県は、毎年5000人ずつ人口が減少しております。

そして、県はこの人口減少対策、これまで子育て支援を重点といたしまして、力を入れてやってまいりました。

しかし、この子育て支援をやっているだけでは、この人口減少は止まらないというのは、何となく皆さんお分かりだというふうに思っております。

もう明らかだというふうに思います。

先日の代表質問では、子育て支援に関する知事の答弁、これまでの政策を発展させていく

とか、さらには、情報発信の強化をしていくなどといった、そんな答弁がございましたが、もうはっきり言ってそれだけでは、私、不十分だというふうに感じております。

福井はこのままでは（？）取り残されてしまいます。

同じようなことをこれまでとやっているのでは本当に危険だというふうに思っております。

ぜひ今、変えていただきたいというふうに思っておりますし、石田知事は新しい感性で、そして若い感性で、思い切って前例にとらわれず、慣習にとらわれず、子育て支援もしっかりやっていたいただきたいというふうに考えております。

少し私の話もさせていただきます。

私は、小学校6年生、そして2年生、年中の3人の子を持つ母親でもございます。

当事者としての少し経験も話させていただきたいというふうに思います。

出産3人、この任期中に、市議会議員の任期中、そして県議会議員の任期中合わせて15年の間で3人出産いたしました。本当に命がけでございます。

そして、毎日の暮らし生活というものは本当に戦争でございます。

朝起きて、洗濯して、朝食をして、子どもたちの用意をして、子どもたちを学校に送り出して、今度は保育園にも連れて行って、仕事が終われば夜ご飯、そして子どもたちの宿題を見て、そしてお風呂もやって、さらには子どもたちは毎日、暴れ回っていますので、その子どもたちのけんかを止める、そして動画とか、ゲームとかもうずっとダラダラとやっている、それを毎日注意をする。

本当に毎日なんか歯を食いしばりながらやっている、つい声を上げてしまって自己嫌悪に陥る、本当に後悔するという日々を過ごしております。

これは私だけではなくて、ほとんどの御家庭で同じような思いをされている方が多いのではないかと感じておりますが、幸い、私の家庭は実家の母が助けてくれたり、理解のある夫が助けてくれたりとか、そういったところで支援はありますが、そうではない御家庭というのは本当に福井県内たくさんあります。

一人親家庭であったり、そして移住してきた方々の御家庭であったり、本当に悲痛な声（？）、働きたい、働きたいけど働けない、そしてもっともっと働きたいけど働けない、そういう声も聞いているところでございます。

だからこそ、もっともっと子育て支援、福井県の子育て支援に力を入れていただきたいというのは、もう重々皆さん、何回も議員の皆さんもおっしゃっていることだと思いますし、本県ではこれまで様々な子育て支援策を打ち出していただいております。

その一方で、私はこの福井県の政策、全国的な政策ですが、女性に対して、生め、そして働け、そして活躍せよと、この三重苦、三重の負担になっている、そんなふうにも感じている女性が多くおります。

これって子育て世代に背負わせ過ぎなんではないかなと感じているところもございまして。

さらに、現代は昭和の時代と比べまして、三世帯同居が少なくなっていたり、世帯数が減少したり、地域コミュニティというのが希薄化したり、この世代を取り巻く環境は本当に多様化しております。

さらには物価の物価も上昇しているにも関わらず、この何十年間、所得は変わらないという状況が進んでおって、本当に生活って苦しいなと考えております。

多くの家庭が必死に働きながら子育てをしている、これが現状ではないでしょうか。
さらに本県のことを言いますと、共働き率がナンバー1なんですね。
本当に自分たちのプライベートを犠牲しながら、働いて、家事をして、育児をして頑張る女性が本当に多いなと感じております。
さらに、全国を見ますと、子育て支援を一生懸命やっている自治体が多くおまして、施策というのはもう追い越せ、追い抜け、非常に似通っておりまして差が見えにくい状況であるというふうに感じております。
それほど出生数が増えていないというのも全国的に見て同じでないかと感じております。
だからこそ、今、私が申し上げたいのは、人口減少の対策の中の子育て支援ということではなくて、子どもと家庭のウェルビーイング、そういったものを大切にしてた子育て支援というものに変えていっていただきたいなと考えております。
また、本県では就職、そして進学を機に福井県外へ出て行ったきり帰ってこない若者が多くおります。
UIターン率が3割にいかない、これが現状です。
石川県、富山県と比べますと大体5割程度ですので、そこと比べても本当に少ないなというのが印象でございます。
さらに県外から福井に進学に来ている大学生なんていうのもおりますが、ほとんどの方がまた県外に戻ってってしまうということで、若者の県外流出は本当に危機的状況だと感じております。
これを何とかしないと福井は本当に取り残されてしまう、危機感を思っているところでございます。
そのために若者の県外流出を止めるために、仕事の確保、魅力ある仕事の確保、先日の答弁でもおっしゃっていましたが、そういったことも大事だと思いますが、まずもってまずは若者のウェルビーイングを本気で考えていく、応援していく、そんなことが私必要ではないかと考えております。
そこで私提案ですが、これからの政策は子育て支援という、そういった枠組みから一歩進んで、子ども応援をしっかりとやっていただきたい、転換していただきたいと考えています。
本県のUIターン政策、親超優遇ふく育県というものがございますが、こちらを子ども超優遇ふく育県、そういったものに変えていくとかですね、そういった発想転換の発想が必要ではないかと考えております。
打ち出し方を変えていくというのが必要ではないかと考えております。
子育て世代が福井を選ぶ理由は、経済的支援、これは絶対大事なんですけど、子どもが本当に、子どもにとってよりよい環境があるとかか、あと教育環境が充実しているとかか、そういったことではないかと考えております。
実際に移住者の方からお話を聞くと、なんで福井を選んだのという声を聞くと、そういった声が多く聞かれております。
子育て支援と子ども応援の違いですが、例えば子育て支援でしたら、給食の無償化がそれに当たります。

子ども応援という、例えば給食でいうと、給食の質を上げたり量を上げたり、そういったことに当てはまります。

今現状、給食は、ししゃも1本、唐揚げ1個、そんな状況が実際にあります。

先日もそういった常林さん(?)のお話をお聞きする機会もあって、いろんな声も聞いております。

本当にそれが現状子どもたちの成長段階に応じた十分な質と量、そして子どもたちの健やかな発達を支える質というものをしっかりと確保していただきたいというふうに思いますし、さらには授業料の無償化、大学の授業料無償化も来年度からやっていただくというところでございますが、そういった無償化も大事ですが、やっぱり子どもたちの学習環境をもっと徹底的に充実させていく、老朽化した学校とか、汚いトイレとか、玄関入っても暗いんですね。

昭和のまま校舎が本当にまだまだたくさんある。

さらには教員の不足、本当に喫緊の課題ですし、主体的な学びを支えるというような、そういった環境、教育を改革していく、そういったところはもっともっと進めていかなければいけない。

まさに子どもを応援する、そういった政策をもっともっと前に進める、子どもの未来に投資をするというような、そういったものをしっかりとしていただきたいというふうに考えております。

さらには、子どもの環境。

不登校児童、本当に今増えております。

2024年度は前年度より94人増えまして1661人。

これは30日以上休んだ子の人数ですので、30日以内の子どもたちで学校に通えていない子どもたち、また、保健室、サポートルームに通っている子どもたちなんかも含めると、本当に悩んで苦しんで、何とか前に進もうと思っている子どもたちたくさんおります。

学校に通えない子どもたちの背景には、人間関係、家庭環境、そして発達の特性、心身の不調など様々な問題がありますが、

その子どもたち一人一人に合った寄り添った多様な学習環境の充実、居場所というのをどう保障していくのかというのがしっかりと問われて、本県は問われているのではないかとこのように考えております。

さらに子どもの遊び場ですね。

学校の校庭なんかに行きますと、もう壊れてそのまま放置している。

公園もそうです。

修繕とか、本当に今、時間がかかって、3、4年かかるというのはざらでございますし、あと、子どもたちのこういった学ぶ環境だけじゃなくて、思い切り遊ぶ環境というのを整えていただきたい。

さらには若い世代、全然遊びに行くところがないって本当に声を聞いております。

若者が自然と来きたくなるような空間づくり、デートスポットなんでもっと増えてもいいんじゃないかというふうに思いますが、そういった遊び場をしっかりと確保していく、迅速に対応していく、修繕とかもね。

そういったことが子どもを本気で応援するということに直結してくるんじゃないかと、県の姿勢、やっぱり子どもたちは頑張ってるなって思ってもらえるんじゃないかなというふうに思っております。

すみません、そこで質問でございます。

子どもはそのまま未来でございます。

知事は、経済的支援としての子育て支援と、子ども自身の成長や環境を重視する、子ども応援との違いをどのように捉えておられるのでしょうか。

若者が福井に戻り、残り、戻り、そして子どもを育てたいと思える地域にするためにも、子ども主役の県にするためにも、知事は何が課題でどのように解決して、そして現在の子育て支援のどこを変えていくというお考えでしょうか所見をお伺いいたします。

また、成長段階にある子どもたちにとって十分な給食の量と栄養のバランスは健やかな発育の基盤です。

県として、給食の量や質の確保についてどのように認識し、今年度はどのように改善していくのかをお聞かせください。

さらには、不登校の子どもたちが孤立することなく、自分らしく学び成長できる環境づくりについて、校内サポートルームの拡充や多様な学び場の確保など、来年度はどのようにしていくお考えなにかお聞きをいたします。

そして、限られた財源の中で学校施設の改修と教員の体制、充実についてどのように優先順位付けをし、来年度はどのような施策に重点を置いて取り組まれるのか、具体的な方向性施策をお示しくください。

議長／知事石田君。

石田知事／中村議員の一般質問についてお答え申し上げます。

私からは、子育て支援と子ども応援の違い、子ども主役の県に向けた課題と対策についてお答え申し上げます。

子育て支援は、保護者の負担軽減により子どもを育てやすい社会にすることを目的としており、子ども応援は、子ども、若者の夢や希望の実現を後押しする施策であると考えております。

双方の視点を持って、子ども・子育て応援策を実施することが重要であると考えております。

次世代を担う子ども、若者が、将来、福井で子育てしたいと思ってもらえるためには、若い世代が自分の意見や意思を表現できる機会を大切にし、自己表現や自己実現を通じて、夢や希望を叶え、ふるさとに誇りを持てる環境をつくることが重要であると考えております。

県では、子ども、若者からの意見聴取をアンケートや対面など、様々な手法で継続して実施するとともに、今後は官民共創による子どもの体験づくりや、市町と連携した遊び場の充実に向けた施策を具体化し、次世代を担う若い世代が地域への愛着や誇りを高めながら安心して遊び、成長していける社会づくりに取り組んでまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、教育に関して3点お答えをいたします。

まず、学校給食の量や質の確保についてお答えをいたします。

小中学校における学校給食の提供に当たりましては、市町の栄養教諭が子どもたちが喜んで食べてくれるように、1か月ごとに栄養バランスに配慮しながら主菜と副菜とを組み合わせながら、工夫して献立を作成しております。

また、御指摘もありましたが、大人から見ると量が少なく感じることもあるかもしれませんが、1年生から6年生までおりますので、体の大きさにあわせて各学年が食べられる量に調整して提供しております。

こうした工夫によりまして、給食が好きな児童生徒の割合ですけれども、本県では9割を超えている状況でございます。

また、来年度の小学校のいわゆる給食無償化に向けまして、国と県が月額5200円の食材費を支援いたしますが、これと併せまして、この基準額を超える部分は各市町が負担をし、保護者負担をなくすとともに、市町では昨今の物価高騰を加味しまして、1食の食材費を平均で1割程度引き上げる方針と聞いております。

こうしたことによりまして、小中学校それぞれで給食の内容充実が図られるものと考えております。

さらに、県としては今年度から実施している地場産プラスワン給食につきまして、来年度からはブランド食材を使った場合に補助額を倍増するなど、支援を拡充したいと考えておりまして、引き続き市町としっかり連携して、子どもたちが楽しみにしている学校給食の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、校内サポートルームの拡充や多様な遊び場の確保についてお答えいたします。

今、不登校児童生徒が増えているという御指摘ございましたけれども、不登校児童生徒の割合そのものは、本県は全国一少ない水準となっております。

こうした中でありますが、県では小中学校における校内サポートルームの設置を支援しております。

また、市町では学校外の居場所として教育支援センターを設置するなど、連携しながら学校内外での居場所づくりを進めております。

校内サポートルームにつきましては、来年度は73校中、重点取組校38校において、支援員の勤務時間を1時間延長したいと考えております。

これは市町から御要望が多かった件ですけれども、こうしたことで利用者が下校時間まで支援を受けられる体制としたいと考えております。

さらに、来年度から不登校児童生徒の居場所づくりや学習支援に取り組む民間団体に対しまして、教員免許を持つ支援員を派遣する取組を始めたいと考えております。

この支援員が子どもたちへの学習指導を行うとともに、子どもが在籍する学校のケース会議に参加して支援方針を共有することにより、学校と連携し、不登校児童生徒のさらなる支援につなげてまいりたいと考えております。

引き続き、様々な特性や不安を抱える子どもたちが、自分らしく学び成長できる教育環境の充実に努めてまいります。

次に、学校施設の改修と教員体制の充実についてお答えいたします。

まず、小中学校の施設改修につきましては、これは国の支援制度がありまして、市町において国の交付金制度を活用し、計画的に校舎や給食センターの改修などが進められておりまして、今年度は全体で約44億円の予算が投じられております。

県では、市町が計画的に改修を進められるよう、国に対し、年度当初に必要な予算を確保するよう毎年求めているところです。

また、県立学校の施設改修については、こうした国の支援制度がないわけですが、県費の予算をできるだけ確保し、校舎のリノベーションや体育館への空調設置、トイレの洋式化など積極的に進めたいと考えております。

また、教員の確保についてですが、小中学校では基礎定数というのが児童生徒数や学級数で決まるという国のルールがありまして、来年度は児童生徒が約1480人減少するという状況の中で、教員定数は今年度比で73名減となる場所なんですけれども、県では教科担任制や通級指導などの加配拡充に加えまして、県独自に産育代替の正規教員を年度当初に48人配置するという大幅な加配措置を実現しまして、来年度は小中学校の教員はトータルで今年度は7人上回ることになる見込みとなっております。

教育大綱にも掲げました子どもが主役の教育を推進するためには、教育環境の整備が何より重要でありまして、引き続き、学校施設や設備の快適化、そして教員体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／御答弁ありがとうございます。

石田知事に再質問させていただこうというふうに思います。

今ほどの御答弁、前向きな御答弁だったというふうに思っておりますが、答弁だけ聞きますと、これまでの知事さんと同じような答弁なんです。

これまでの県の方向性と、これまでやってきた施策を繰り返し述べているというような印象を受けますし、多分そのとおりのんじゃないかなというふうに思っております。

前知事の県政の継続とか、従来の施策の継続というものを率直にお答えください。

県民は望んでいとお考えか、まずこれを一点お聞きしたいということ。

そして、私はこの子育て支援の政策、こども応援というところに変えていくといいんじゃないかという私の提案でございますが、石田知事は福井を離れて、ずっと県外、海外にいらっしゃった若者の一人、当事者の一人でございますので、実際どう思っていたのかというところの率直な人口減少対策、特に若者が戻ってこない、戻するためにはどうしたらいいかというのを多分、その当時から考えていたと思うんですね。

それを率直にお聞きをしたい。

若者の一人としてお聞きをしたい。

これが2点目の質問でございます。

ぜひお答えいただければなというふうに思っております。
お願いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／まず1点目の県民の皆様がこれまでの子ども・子育ての支援について望まれているかどうかについてです。

継承していくことを望まれているかどうかについては、それをある程度、私もそう信じていると、継承をある程度、やはり県政、これまでしっかりと取り組んできました。

その中では、施策は県民の皆様のお意見、そしてこの県議会の皆様との議論を経て、しっかりと意見交換をした上で政策を考えたものと思っておりますし、それを継承していくことというのが一つ、県民の皆様のお理解をいただいているかなというふうには信じております。

2点目について、私、県外におりました。

前政権、前から続いてきた人口減少対策に関する施策にどう思っていたかについては、これも先ほどのとちょっと関連しますが、しっかりとこの議場での議論を経て、皆様との意見交換も経てつくられてきた施策と感じて考えておりますので、しっかりとこれは継続すべきところは継続して、直すべきところは直していくというように考えておりました。

議長／中村君。

中村議員／県民は変化を望んで石田知事に投票していると思います。

何かしら石田カラーを望んで、子育て支援もやっていただきたいというふうに思っていると思います。

ぜひ、そのカラーを出していただきたいというのが、私は県民の望みでもあると思いますし、これから福井が取り残されない、人口減少をなんとか食い止めていく。

同じようなことをやっているのは、本当に駄目だという危機感を持っていただきたいというふうに思っておりますし、若者の帰ってくる方法、政策、若者の一人として、当事者の一人としての私は声をお聞きしたかったです。

これまでの話は関係ないです。

もう本当に前例にとらわれずに、石田さんの知事の思いをお聞かせいただきかったです。

また6月に同じことを聞きますので、よろしくお願いいたします。

あと要望も一点だけ。

教育長、教育の給食の量についてですけど、給食の量、大人から見れば少なく感じるかもしれないというふうにおっしゃってましたけど、これ子どもたちの声です。

子どもたちが毎日汗を流して遊んで、部活、障スポ(?)をやっている子もいて、本当に量が少ないという声は聞いているんですね。

ぜひ認識していただきたいなと思って(?) 要望させていただきます。

急ぎます。

次に行きます。

次に、にぎわいの先に誰一人取り残さない福井へについて質問させていただきます。

今回示された当初予算の5つの柱のうち、1つ目がにぎわいを生む福井でございます。

こちら2月補正の予算も加えますと、約70億円計上されております。

まちなかへの投資やにぎわいづくり、誘客や交流の促進と地域の活力を生み出すというところで、大切な取組であるというのは重々に理解しているところでございますが、その一方で、私は現場でひとり親家庭や一人暮らし高齢者の方から、今日食べるものがない、明日本当にどうやって生活していこうか、今日生きていくのがつらいと、そういった声をいただいているのが現状でございます。

母子家庭を支援する団体さんのお話、実際、私も関わっている団体でございますが、子ども食堂、昨年のクリスマスにオードブルを提供した団体がございまして、わずか3時間で100世帯分のオードブルが売り切れてしまった、注文が終わったということで、プラス50世帯をプラスして計400食提供したということでございます。

本当にニーズがあるということ、さらには、ある年には親子2人分、2食分、お母さんもお子さんもお弁当を提供したところ、もらったある子が、もらった瞬間、お母さん、今日1個食べて、明日もう一個食べようと、1個ずつ食べようと、2人で1個食べようと、そんな声を聞かれたということで、これは実はほかの団体さんからも同じようなことを聞いているところで、決して特別な声ではないというふうに思います。

本当は、子どもと一緒に時間をつくって、子どもたちと会話したり遊びたい、そんなお母さんいらっしゃる、お父さんいらっしゃると思うんですけども、昼間働いて夜も働かないといけない、それが現状でございます。

同じように、年金暮らしの高齢者の方々からは深刻な声も聞いております。

物価上昇により、年金の生活だけでは本当に苦しいと、本当に冷房をつけられないとか、体調が悪くても病院に行くのをためらうとか、そういった声も聞いております。

経済的な困難だけではなくて、孤立の問題だったり、老老介護の問題だったり、民生委員の高齢化だったり、様々な高齢者の問題がございます。

自分も高齢者なのに、どうやって高齢者を介護したらいいのか、本当に悲痛な声を聞いているところでございます。

また、障がい者の子を持つ親御さんからは、この障がい者の子を持って自分が先に死んだらどうしようとか、この子はどうなってしまうんだろうとか、そんな声も聞いているところが現状でございます。

そういった声、声にならない声といえますか、上げにくい立場にいらっしゃる、そういった方々の声、障がいのある方の声、そういった社会の中での少数になりがちな声というのを、どうしても政策の中で見えにくくなりがちではないかなというふうに感じておりますし、その声こそ社会課題、社会の本当の課題がそこに表れているのではないかなというふうに感じております。

ですので、私は、にぎわいづくりと同時に、今まさに苦しんでいる方、困っている方、生きていけないと悩んでいる方にしっかりと向き合っていくということを大事に、石田知事

にはしていただきたいというふうに思っております。

さらには、制度の隙間で困っている方、声を上げられず我慢している方、当事者や御家族、支援に携わっている方々、しっかり丁寧に対応を重ねていただいて、何に困っているのかとか何を望んでいるのか、どういった暮らしを願っているのかというのを丁寧に聞き取っていただきたいというふうに思っておりますし、その声を政策に反映させていっていただきたいと思っています。

質問でございます。

知事は全世代リスペクトとおっしゃっておりますが、障がいのあるなしにかかわらず、個性や特性を持つ全ての方、そういった方々が尊重されて自分らしく暮らせる社会をどのように実現していかれるのか、その理念をどのように具体的な政策へと反映させていくのか、また障がいのある方、声を上げにくい方、制度の隙間で困っている方々の思いをどのように直接受け止めて、そしてどのように県政に反映させていくのかをお伺いをいたします。子ども食堂をはじめ、ひとり親家庭を支える団体は県内各地で活動されており、民間の寄附や善意によって支えられています。

しかし、支援を必要とする家庭は増えており、民間の力だけでは限界も見え始めております。

県として、子ども食堂やひとり親支援団体の活動をどのように位置づけ、今後どのようにひとり親支援を強化していくお考えかお聞かせください。

さらに、物価上昇の中で、年金だけでは生活が厳しい高齢者、孤独や孤立を抱える方、そして老老介護により心身ともに限界を迎えている家庭も増えております。

民生委員の高齢化などにより、支援を必要とする人が増える一方で、それを支える側が減っていくという現状もございます。

こうした状況に対し、県としてどのように生活支援、介護支援、地域支援体制を強化していくのか、具体的にお示しいただければと思います。

議長／知事石田君。

石田知事／自席で失礼いたします。

私からは、障がいの有無にかかわらず全ての方が尊重され、自分らしく暮らせる社会の実現についてお答え申し上げます。

私が目指す躍動する福井の実現のためには、にぎわいを生む福井により、地域の活力を生み出すとともに、困難な状況で苦しんでいる方々の声をよく聞き、政策に反映させる必要があると考えております。

私自身、先月開催された福井県身体障害者福祉連合会の新春の集いで、障がい当事者の皆様とお話をする機会をいただきました。

また、来年度から新たにタウンミーティングの開催場所を増やすほか、出前講座において参加者にアンケートを実施するなど、障がいのある方を含め、様々な方から御意見を伺う機会を拡大していく所存でございます。

今後も徹底した県民目線により、現場の声を施策に反映させることで、個性や特性を持つ

全ての方が輝く共生社会の実現に向け、きめ細やかな支援に努めてまいります。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、子ども食堂やひとり親支援団体の位置づけの支援の強化についてお答えいたします。

県も市町も同じように、子ども子育てを支える民間団体の活動というのは、非常に重要な地域資源として位置づけ、認識をしているところでございます。

そのため、市町などが既に11市町が運営支援や見守り支援など委託するという現状になっておまして、その支援は確実に広がっているというのが現状の認識でございます。

ただ、課題といたしましては、市町における財政支援の拡充、またフォロー体制の確保が上げられておまして、このため県では、子どもの食堂の活動に理解をされるように、市町に対してその活動内容をお知らせする研修会などを開催して、市町と団体をつなぐ、そのような活動を今年から始めております。

さらに、来年度の予算では、団体と寄附を行ってくださる企業、そのマッチングをする仕組みづくりのほうにも予算を盛り込んでおります。

また、新たに設置するひとり親家庭サポートセンターにおいても、こうした民間の活動内容を御紹介して相互に連携できるような体制が取れるよう、ひとり親の家庭が確実に支援につながっていけるように、我々は環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、高齢者生活支援、介護支援、地域支援体制の強化についてお答えいたします。県では、お年寄りが介護が必要になっても、必要な支援を受けながら自分らしく暮らし続けられる、支え合いによる共生社会の実現が必要であると、重要であるというふうに考えております。

そのため、県では中核を担う生活支援コーディネーターの育成や、また地域の外出支援、高齢者の外出支援、住民による高齢者の見守り活動、あと認知症のオレンジチームの設置、地域包括支援センターを核とした家族介護者への支援、あと医療介護の連携促進など、市町とともに支援の充実を図っております。

今後は、さらに必要な支援を迅速に提供できるよう、自治会、民生委員、地域ボランティアなど多様な担い手が集う場所を構築する支援をし、地域のつながりをさらに深め、見守り機能の強化を連携し、活動の促進を図ってまいります。

議長／中村君。

中村議員／答弁ありがとうございます。

あと2分しかないんですが、3つ目に行けるのかしら。

知事の個性を活用した県民型プロジェクトについて質問させていただきます。

議長／答弁時間を残して質問願います。

中村議員／そうですよね。

福井県には、たかとキャラクターというのを私、つくったらしいなというふうに思っておりますが、福井県にはPRキャラクターとして、はぴりゅうとかジュラチックとかが既にございますが、イベントや観光PR、企業等の商品に活用されております。

もうすぐ新しい県のロゴマークも公表されると聞いておりますが、この福井県の魅力を県内外に発信するために、例えばそれらに加えて知事のキャラクターをつくって、事業者等も無料で利用できるような仕組みにするなど、知事の発信力をさらなる観光誘客につなげてはどうかと思っておりますが、答弁をお願いいたします。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／知事のキャラクターによる魅力発信についてお答えを申し上げます。開業効果の最大化、持続化を図りますため、8年度当初予算におきましても、首都圏だけでなく、東北地方も含めたプロモーション事業ですとか、新ロゴマーク活用PR事業などを計上しまして、開業3年目も手を緩めることなくPRを積極的にしてまいります。今月中には、今ほど議員からもお話いただきましたが、新たな福井県のキャッチコピー「いいとこ、掘りだくさん」と一体的に活用するロゴマーク、これを審査員の審査を経て公表いたします。

県内外の皆様にも広く親しまれるよう、県の観光ポスター、パンフレットなどの広報物にも掲載いたしますほか、事業者にも積極的に使っていただけるようロゴマークデータを公開いたしまして働きかけてまいりたいと思っております。

知事キャラクターの制作につきましては、他県で事例があることは承知しておりますが、公職選挙法に抵触するおそれがあることですとか、商品に問題があった場合に責任を問われた事例があることなどから、取りやめとなった例もございます。

法令等も踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えてございます。

議長／以上で、中村君の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

細川君。

細川議員／越前若狭の会の細川かをりです。

このお昼休み、テレビニュースで日経平均株価が一時2200円を超える暴落と報じていました。

今議会、予算審議なわけなんですけれども、今後の情勢次第で優先順位が変わってきたり、

柔軟な対応しなければいけない可能性もあるのかななんて思いながら見ていた次第です。本当に大変なこと、次々起こるなという感じですが、私の質問、一番最初はハラスメント対策について伺います。

ハラスメント対策は難しいです。

それは大概、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であり、物差しが人によって違う可能性が大きいからです。

ハラスメントを防ぐために組織ができることとして、まずは明確な組織内規定の整備です。県は今議会冒頭、特別職も対象に含めた県ハラスメント防止条例案を提出しました。

弁護士による第三者相談窓口を設置したり、知事はじめ、特別職はハラスメントのない職場環境をつくらなければならないと明記されたり、県の信頼回復と再発防止のための仕組み、可決されれば特別職も対象とした都道府県で初の条例と理解し、こうした条例があれば、さきに述べた優越的な関係が背景にあっても対処できる道筋ありと期待します。

ただ、ルールを定めるだけでなく、庁内の風土改革が重要ですが、風土改革は一朝一夕ではできません。

冒頭、物差し人によって違うと述べましたが、ハラスメントが発生する最大の要因の一つが加害側の職員や管理職の知識不足です。

どこからがハラスメントになるのか、注意や指導との違いは何かといった基本的な理解がないまま行動してしまうと、無意識のうちに相手を傷つける結果を招くことがあります。職場の上下関係や性別、雇用形態などが絡む場合、立場の強い側が自覚を持たないとトラブルに発展しやすいです。

中には、今回のような首長の場合、多選による弊害を指摘される向きもあります。

まずは管理職やリーダー層が率先して、公正な言動と行動規範を示し、職場全体に信頼感と安心感を広げること、そしてもう一つが全職員を対象としたハラスメント防止研修を行うことです。

パワハラ、セクハラ、モラハラなどの具体的事例を基に、何がハラスメントに該当するのか、どんな発言、対応が問題となるのかを明確に理解する、させることが重要です。

研修は単発で終わらせず、定期的な実施によって知識の定着と職場文化の改革を促します。加えて、特に今回のことは単に報告書処理とせず、むしろ教材として真の実態を踏まえた事例を基にした効果的で全国的に広まるようなテキストの作成を求めます。

ハラスメントに関する職員研修をしっかりと行うべきと考えますが、御所見を伺います。

ちなみに、私は以前より暴力防止の手立てを一人一人が身につけることが必要と暴力防止プログラム、CAPを押してきました。

これはいじめや性暴力など、様々な暴力から自分が自分の心と体を守るための予防教育プログラムです。

内容は、嫌なことをされて心が不安になる場合の拒否、嫌だと言っていい。

GO、離脱。

その場から逃げていい。

TELL、報告。

誰かに相談すべき。

NO・GO・TELLです。

これらを実際にロールプレイしてやってみる研修です。

昨年度から教育総合研究所での教員研修に入れていただいておりますが、この身を守る術、子どもたちに身につけてもらうべきことを想定してずっと申し出ていましたけれども、今般の事案を考えると大人にも身につけるべきスキルであると痛感します。

ですから、暴力防止プログラム、CAPを職員研修に加えるべきと思います。

あわせまして御所見を伺います。

今回、被害を上司や周囲に相談しても大したことはないのではとか、怒られたほうが騒ぎ過ぎだなどと、加害者より被害者のほうに非があるように反応したと報告されています。ですから、組織風土改革として、意識改革と継続的な教育体制の整備こそが健全な職場環境、組織の信頼と持続的成長、ハラスメントの実効性ある防止策になると考えます。

さらなる取組を期待しています。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／細川議員のお答えを申し上げます。

私からは、ハラスメントに関する職員研修の強化、そして暴力防止プログラム、CAPの活用につきまして、一括して御答弁申し上げさせていただきます。

ハラスメント防止におきましては、まずは管理職の意識改革が重要と考えまして、報告書公表後に間を空けず1月19日でしたが、特別職と幹部職員対象のハラスメント防止研修を実施しました。

研修の中では、社会の価値観は日々更新しており、時代に合わせた正しい認識を持つことが重要であるといったこと、コミュニケーションに手間暇をかけ、共感や受容を大切にすべきであることなどを学びました。

また、参加者を小グループに分けて、グループでの話し合いも行いました。

その中で互いの悩みや心がけていることなども共有したところでございます。

参加した管理職からは、自身の行動を振り返り、今後の行動を見直すよい機会となった、組織運営の新たな知見が得られたといった意見が寄せられたところでございます。

来年度以降、特別職を含む全職員を対象に、ケーススタディ及び話し合いを取り入れた外部講師により対面研修や、動画研修を継続的に実施しまして、組織全体の理解の底上げを図ってまいります。

また、実際の相談の対応に当たる相談窓口の職員には、大変繊細な対応が求められるため、そのスキル向上を目的とした研修も新たに実施したいと考えております。

その中で議員から御提案のあった暴力防止プログラム、CAPの考え方である、暴力から自身を守る予防教育、こちらの視点も取り入れるなど、研修内容の充実を図り、ハラスメントのない職場づくりを職員一丸となって進めてまいりたいと考えております。

議長／細川君。

細川議員／期待しています。

よろしくお願いします。

研修好きなんですよ、県の県民全体の模範となるようなものをしていただきたいなと思います。

先ほどCAPをお知らせしましたが、Wen-Doという身を守る動きであるとか、あるいは私、日赤の水上安全法の指導員をしているんですけども、溺者が水の中でぐっと抱きついてきたときにどういうふうに外すかとか、ああいう動きのあるものなんかも時々取り入れたりして、本当に身を守る術を皆さんに広げていっていただきたいと思いまので期待しています。

よろしくお願いします。

続きまして、歴史を紡ぐということに関して幾つか伺います。

知事は、議会冒頭、福井には先人たちが築いてきた暮らし、商い、ものづくり、地域で連続と積み重ねられてきた知恵と営みがあると強く認識したと述べられました。

そこでまずお聞きしたいのが、県内の伝統産業に対する知事の具体的なお考えです。

と申しますのは、伝統産業の一つである打ち刃物の職人さんからSOSのような、悲鳴のような声が聞こえてきているからです。

伊勢神宮の式年遷宮を御存じでしょうか。

伊勢神宮の式年遷宮は、20年に一度、社殿と神宝を新調して、天照大神にお移り願う最大の神事です。

こっちに建てて、次こっち行ってもらう、更地にしてまた建てて、またこっちに行ってもらうを繰り返すわけです。

これは飛鳥時代に始まり、第63回の準備というのが令和7年、昨年からは始まり、8年余りの歳月をかけて行われます、1回の引っ越しにね。

内宮、下宮の社殿をはじめ、神様の衣などの品々も全て新しくなるんですけども、重要なのは、それが1300年前のやり方のままであるということです。

多くの宮大工さんや各種職人さんたちがその伝統的な作り方を保ちながら真心を込めて作ることで、その日本の伝統文化が守られてきたわけです。

途中、それが途切れるのではないかという危機的状況が何度もあったそうですが、その都度に試行錯誤しながら受け継がれてきたのだそうです。

そんな状況の中、先般入ってきた声というのは、職人が何かを作るにしても道具は必須であると。

でも、その道具を作る職人が減っています。

生活できないからです。

消えた技術はほとんど戻りません。

伊勢神宮の遷宮も大変なことになっていますというもので、例えば、木を切る伝統的道具のヨキ、手斧も作り手がいません。

伊勢神宮に納める鎌を作る職人さんも、資料のとおり越前市にお一人おられるのみとのことです。

伊勢神宮に納める鎌は鍛造して、カンカンと打つというのかな、鍛造して形を作る手打ち

の鎌で、実際に伝統の越前の鎌、ずっと納めてきていたんでしょね、それを作っておられるのは本当にその方で、昔のままの道具の作り手がいない。

私は県内の伝統産業の中で打ち刃物はクラッドメタルなど、新しい技術を入れるなどして一番調子よく商いをされていると思っていますが、片や伝統の技の継承が風前の灯火とは知らなかったのも、お話を聞いてショックでした。

消えた技術はほとんど戻りませんという言葉が胸に突き刺さります。

和紙にしましても、ユネスコの登録などで盛り上がってはいませんが、伺うと、やはり漉き道具の、漉くほうの道具ですね、作り手とか、それから和紙の材料である雁皮といった植物材料に日本産が激減しているとか、だから外国産の材料を工夫しながら漉いておられるとかいう話も伺いました。

指し物に関しては、つい先週、知っているようで知らない越前箆笥という市民講座を拝聴したところ、奈良の法隆寺に藤原不比等の妻、橘三千代の念事物が納められた厨子があって、これに越前の墨書きがある。

つまり、この厨子が8世紀に越前の指し物職人の手がけたものと分かるということだったのです。

木を組むときに、ほぞ継ぎ、アリ組みなど、伝統的な木を組む技で堅牢なタンスを作るのだけれど、若い職人がなかなか育たない、あるいは越前箆笥の金具を作る職人が地元に行かないと、市民講座講師の箆笥職人の方が悩みをおっしゃっていました。

越前箆笥の金具は何か、ハートマークが特徴らしいですね。

生活環境の変化による需要の減少が脅威で、今は着物箆笥から脱却しつつ、伝統の技術や意匠を継承する進化系伝統工芸などを何とか考えているということでした。

まず、打ち刃物はもちろん、多くの伝統産業でこうした消えそうな伝統の技術、匠の技などがなく、現状を確認すべきではないか伺います。

その上で、伝統工芸品の保存や若手の育成、PRなど、技術継承のための支援、あるいは各種伝統産業に関わる方々の情報交換や協働、助け合いができるようなネットワークづくりを県としてすべきでないか御所見を伺います。

もちろん、今も県にはいろんな支援していただいているとは聞いてはいますが、でも細っているのが現状なので、まだまだこのままではやっぱり消えゆくというのが現実だと感じています。

また、知事はPRに力を入れる旨、おっしゃっておられます。

それならば、ぜひ福井の伝統工芸産地の製品のPRをお願いしたいです。

でも、普通のPRじゃないんですよ。

例えば、越前和紙は買お手のオーダーに応じて、厚みや色、丈夫さはもちろん、水墨画などを書く場合にじみの程度も求めに応じたものは作れます。

和紙工場がいっぱいあるからですね、対応できる。

今、公民館で私が俳画を習っているんですけども、一筆で描く花びらだったらちょっと資料にも下手な絵を載せたんですが、まず筆をドボドボ水に浸して、先っちょにちゃんと墨をつけて、それで一気にシャッと引くとグラデーションが一筆でできると。

奥行きのある絵が描けるのを、それを使って日本画というのが書かれているということに

なりますが、そのグラデーションのできを左右するのが和紙のにじみ具合です。ですから、一流の画家さんは自分の好みに合ったにじみを生む和紙を求めて、和紙の里に来られているそうです。

越前の和紙の里ならば好みに応じた紙が見つかる、あるいはオーダーで作ってもらえる、こうしたことは知る人ぞ知るなのですが、そうではなくて、広く墨絵や南画などを描く画家さんたちに知っていただきたい。

知事にはぜひともそういったことを広くPRいただきたいと思っています。

伝統産業の応援を県も直接的に行っていただきたいですが、御所見を伺います。

拉致問題について伺います。

胸につけているブルーのバッジ、リボンのバッジ、北朝鮮と祖国である日本を隔てる日本海の青、拉致被害者とその家族を唯一結ぶ空の青という2つの意味が込められていますが、多くの方がバッジを胸につけていますが、拉致発生から40年以上経過しても拉致問題は解決されていません。

小浜市で拉致被害に遭われた地村保志さん、富貴恵さんですが、被害に遭われた昭和53年、当時23歳、小浜公園のデート中の出来事です。

私事ですが、今回ちょっと私事の話が多くて恐縮なんですけれども、前職が小学校の教員で、昭和58年に初めの赴任地が小浜市、地村さんがお住まいだった内外海地区の海辺の小学校でした。

当時は地村さんたちの行方不明が北朝鮮による拉致とは分かっていなかったの、下宿先の叔母は私に地村さんたちの話を、絶対気をつけるんやでと強く言いました。

怖いと感じたものです。

事件が北朝鮮による拉致と分かったのが昭和62年。

事件から10年目だったわけですが、小浜市の住民の方々など、この間、はっきりとしない事件に対し、不安な気持ちをお持ちだったのではないかと推察します。

報道によると地村さんは現在70歳となり、限界が来ている、我慢の限度が来ていると述べられているとともに、今の政府に、高市総理にかすかな解決の希望をお持ちです。

福井県としても、ブルーリボンを胸につけている私たちとしても、しっかりと全力を尽くしてやることをやらねばという思いではいます。

しかし、具体的に一体何ができるのか。

福井県でも発生した拉致事件と、その解決に対して知事のお気持ちをお聞かせください。

もう一つ、私の経験から話をします。

私は生まれ育ちが嶺南地域、敦賀市ですが、中学校のとき、ひよんなことから、ある同級生の国籍が日本ではなく、韓国であることを知りました。

仲の良かった同級生でしたので、へえとびっくり。

でも、だから何かが変わったかという何と変わらず、仲の良い友人でした。

今回、知事が選挙中、日本は単一民族国家と述べておられた動画が回ってきました。

そこで改めて歴史を見ると、戦前、日本に連れて来られた外国人が終戦後、引き揚げ船に乗れず、片道切符だったということですね。

あるいは朝鮮戦争で帰国できずなど、様々、複雑な歴史的、社会的背景が見え、そしてそ

うした歴史の中で多くの方々が日本に住み、日本国家、地域の形成者として高度経済成長などを共に歩んできています。

私の友人もそうした方々のお子さんだったのではないかと勝手ながら推察している次第です。

そうした様々な歴史的、社会的背景もある中で、知事が選挙期間中に、日本が単一民族国家とおっしゃっておられた真意をお聞かせください。

議長／知事石田君。

石田知事／まず、拉致問題の解決についてお答え申し上げます。

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際的な人権侵害でございます。

拉致被害者とその家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決には一刻の猶予もない状況でございます。

昨年12月に開催された講演会で地村保志さんは、拉致被害者やその家族は精神的に限界に来ていると訴えられており、私自身、拉致問題の早期解決が喫緊の課題だと認識しております。

このため、県では12月の拉致問題啓発週間に若い世代をはじめとした県民への啓発活動を行うとともに、高校への出前授業を実施することにより、問題の風化防止と解決に向けての県民の機運の醸成を図っております。

新年度には、国に対して解決に向けた努力を尽くすよう要望を予定しており、今後、国と連携しながら一日も早い拉致問題解決に向け、努力していきたいと考えております。

次に、日本は単一民族国家という発言の真意についてお答えいたします。

その発言については、発信当時から様々な御意見をいただいております、既に訂正をさせていただいております。

今後はしっかりと適切な発言に努めてまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、伝統産業について3点、お答えをさせていただきます。

まず、多くの伝統産業で消えそうな伝統の技術や匠の技がないかという、それについての確認についてでございます。

伝統産業で使われる道具や素材、技術などは長い歴史の中で技法とともに進化し、職人の経験とその土地固有の環境によって形づくられた唯一無二の資源でございまして、機械化や新素材では再現できない特性があると考えております。

このため、その喪失は伝統産業そのものの消滅につながりかねず、だからこそ代替不能な道具や素材、技術を守っていくことが大事であるというふうに認識をしております。

その中で、例えば越前漆器のお椀など、丸物の生地を作る技術ですとか、越前打ち刃物の鎌やナタといった農具を作る技術等、我々が承知しているものもございすけれども、消

えそうな伝統の技術や匠の技について全てを把握しているというわけではありませんので、今後も産地組合や職人等と意見交換をしていく中で、改めて情報を集めてまいりたいと考えております。

次に、伝統工芸のネットワークづくりについてお答えをさせていただきます。

本県では、平成26年度から県、市町、産地組合、商工団体等で構成する越前ものづくりの里プロジェクト協議会というものを設置しておりまして、丹南地域の5産地が連携して、若手の育成や産地の魅力向上等に取り組んでいるところでございます。

この協議会では、産地間のネットワークの活動として、異業種間での情報交換や伝統工芸職人塾、クラフトコンテンツ等を通じた若手職人の交流会、ほかの産地の技術や歴史を学ぶ勉強会等を開催しております。

また、今年度は5つの産地が連携、協働いたしまして、東京の代官山で伝統工芸品の展示販売等を行いまして、産地の魅力をPRしたところでございます。

今後も県内の産地が一丸となって伝統工芸品の魅力をPRできるよう、嶺南地域の産地等との連携も強化して、販路開拓をはじめとした新たな取組を実施してまいります。

最後に、福井の伝統産業のPRについてお答えをいたします。

県ではこれまで市町や地元事業者と連携して産地の魅力を発信する動画やパンフレットを製作し、国内外に向けてその魅力を広く発信しております。

今年度はこれらに加えまして、県主催で大阪・関西万博におきまして伝統工芸の体験ブースを出展したほか、越前和紙のユネスコ無形文化遺産追加登録を契機に越前和紙の魅力を発信するCMを県内外で放送いたしました。

このほか、県では県内外の技術を学ぶ学生が参加する交流授業の中で伝統工芸産地のリサーチ活動を実施しておりまして、作品の素材としての伝統工芸品のPRにもつながっているところでございます。

議員御指摘の知る人ぞ知るといった情報は、産地への興味を高め、新しい販路開拓にもつながる有効なコンテンツであると認識しておりまして、市町や地元職人等の協力もいただきながらPRに有効に活用してまいりたいと考えております。

議長／細川君。

細川議員／2点お伺いを。

まず、今の伝統ですけれども、先ほどいろんな産地一丸となって実施してまいりますとおっしゃいましたから、やはり県が主体となってそういったところをやっていただけるということではないでしょうか。

といいますのは、1つのまちが、1つの産業ならまだそこに注力できるんでしょうけれども、例えば越前市なんかの場合、あれもある、これもある、それもあるになりますと、なかなか難しい、あるいは嶺南と嶺北とかそういったことを考えたときに、やはりベースには県がどんと全体をどういうふうにやっていくかという支援、底上げなんかを県にお願いしたいなと思いますので、先ほどの実施してまいりますに期待しているところです。

産地組合も一生懸命やっています。

けれどもやっぱり限度がありますので、ぜひお願いしたいと思うので、またちょっと**
*でお願いします。

もう一点、続けてでいいですか。

議長／はい。

細川議員／知事の単一民族国家というところで、これからは気をつけるってそれは分かります。

なんだけれども、既に訂正したとおっしゃるんですけども、知事は元外務省の職員さんで専門家だったんですよ、私たちよりも。

単一民族国家でないことは当然御存じだったはずなのに、なぜその言葉を使ったのかという、私は質問としては真意を聞きたいと、そのお答えを聞きたいんです。

特に、あれはただ今、フリーハンドでぱっと出た言葉とかというよりも、知事発信のショート動画の中での言葉です。

重たいです。

影響のほどを分かった上で、あるいは何か期待しての発信のはずですので、その後、訂正したでは済むとも思えないので、本当に真意をお聞かせください。

とにかく知事の言葉というのは、選挙のというか、知事に正式に御就任する前の言葉であったとしても、やはり信用度に関わることですので、これから。

そのあたりの真意というところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長／再質問ですか。

細川議員／再質問です。

議長／知事石田君。

石田知事／御指摘の真意についてですけども、私の発言が県民の皆様や外国人材を受け入れている企業の皆様に不安を与えたとすれば、それは私の本意ではございません。

今後はしっかりと適切な発言に努めてまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／伝統工芸のPRについてお答えさせていただきます。

もちろん、県としても、例えばふくい南青山291であるとか、銀座のショップとかもございまして、そういったところで県が当然主体的にやっていきますし、それ以外につきましても、県としてもできるだけリーダーシップを発揮してやりたいと思います。

ただ、どうしても産地組合とございますとか、職人さんたちの御協力ということも必要ですので、そういったところとも特に連携しながらやらせていただきたいと思います。

議長／細川君。

細川議員／どうも噛み合わない受け答えしか返ってこないのかなと思います。

また何かの機会で見聞があるかもしれませんね。

次、いきます。

健康・安全に関して伺います。

近年は、情報伝達ツールがどんどん新しくなり、学校教育でも私たち同様、子どもたちがタブレット端末を使うようになってきています。

私が心配するのは、一つには子どもたちの視力です。

私の子どもの頃はテレビを近くで見続けてはいけないと指導されていました。

それだけにスマホやタブレットの画面を見続けている子どもたちの視力が気になっていました。

そう思っていたら、先日21日ですが、NHK番組の中で「目玉があぶない！最新近視対策！」という番組をやっていました。

2050年には世界人口の半数となる47億人以上が近視になると予測されていて、その大きな理由の一つが、スマホや携帯型ゲーム機によって小さい文字を見たり、モニターに目を近づけたりする時間が増えたこと。

特に、子どもは要注意で、眼球の眼軸長が伸びて形が変わり、卵型になってしまうんですね、変わりやすいということです。

その番組では、近視進行の抑制についても紹介されていました。

例えば、昔から言われている外遊びのほかに、文科省を呼びかけているのが、「30, 30, 30ルール」、目を休ませるため、30分間近くを見たら30秒間、30メートル先の遠くを見ろという呼びかけです。

網膜の焦点を正常に戻す効果が期待できるものです。

番組ではこうしたアイ活に取り組んでいる愛媛県の小学校が紹介されていました。

また、愛知県豊明市では、仕事や勉強を除いた余暇でのスマホなどを使用について、1日2時間以内を目安とする条例が10月から施行され、小学生以下は午後9時まで、中学生以上は午後10時までを目安として、家庭用のルールをつくるよう促す内容も盛り込まれています。

香川県では、ネットゲーム依存症対策条例が2020年から施行されており、インターネットとコンピューターゲームの利用時間について、18歳未満の未成年を対象にゲームは1日60分、休日は90分までと定めています。

スマホは中学生以下が午後9時まで、それ以外は午後10時までという目安を設けています。

結構、いろんなところはいろんなことをやっています。

海外に目を転じると、教育現場のデジタル化を今まで積極的に進めてきたスウェーデンがそれを見直しています。

視力の問題だけではなく、学習能力を見ても、注意力、集中力、読み書きや計算能力などの基本的なスキルは、アナログ環境におけるアナログ活動を通じて最も習得できるという

ことが科学的証拠と経験から実証されているとし、特に低学年は物理的な本に、今までどおりですね、重点を置くべきの方針です。

いろんなツールがそれぞれメリットやデメリットがありますので、県としても学校現場のデジタル化による子どもたちの健康への影響をしっかりとつかんで検証し、必要な見直しがあったらどんどんかけて行ってほしいです。

御所見を伺います。

自転車走行の安全に関して伺います。

16歳以上が自転車で交通違反をした際に、反則金納付の通告できる交通販促切符、青色切符の制度がいよいよ4月からスタートします。

青切符の対象は、ながら運転、遮断踏切立ち入りなど、また傘さし、イヤホン装着、夜間の無灯火などは原則指導警告です。

16歳以上ですので、高校でぜひとも自転車ルールブックなどを使って安全の指導をしていただきたい。

そして、その際、加えてほしいことが一つ。

車を運転していてどきっとするのが黒装束。

夜、暗いときに黒っぽい衣服の上、自転車の後ろのほうに反射板がついていないことが結構多くて、車道を走る自転車に暗いときに気づきにくく、とても危ないです。

ルール改正とともに、自転車後部からでも気づきやすい状態を心がけるよう啓発を行ってほしいです、御所見を伺います。

あわせて、県内の道路状況も安全に走ることができるかどうか、自転車目線で確認、検証を行って、整備や補修のポイントとして位置づけていただきたいです。

土木部の御所見を伺います。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは1点、自転車が安全に走行できる道路環境の確保についてお答えいたします。

自転車は路面の僅かな段差が転倒につながるため、議員御指摘のとおり、自転車利用者の視点から道路状況を点検することは極めて重要であると認識しております。

これまでも自転車利用者の視点や走行実態を踏まえまして、道路パトロールによる路面の点検を行い、緊急性の高い箇所を重点的に補修してきたところでございます。

今後はAIを活用した路面の巡回点検も導入して、路面の段差やひび割れなどを早期に発見、補修していくとともに、自転車の走行に当たり、危険性の高い箇所につきましては、矢羽根を設置するなど、自転車通行空間を明確化することにより、安心して自転車を利用できる環境整備に取り組んでまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、学校現場のデジタル化による子どもたちへの影響についてお答えを

いたします。

まず、視力の状況ですけれども、令和7年度全国学校保険統計調査では、本県小学生の視力について1.0未満の児童は35.2%となっており、これはピークの4年度が37.6%でしたけれども、低下傾向にございます。

また、中学生については60.8%となっておりまして、最も高かった昨年度より4.4ポイント減っていると、そういう状況でございまして、1人1台端末が導入されたのが令和2年度でありますけれども、この2年度以降、視力低下が急激に進んでいるという状況にはないものと考えております。

また、授業ですけれども、基本的には紙の教科書を使用しておりまして、音読や書き込みをしながら知識を習得する学びが展開されております。

タブレットは各自の意見を入力して、学級全体の意見の一覧化、またグラフ化をする際に活用するなど、それぞれのよさを組み合わせて授業が行われておりまして、決してデジタル一辺倒になっているわけではありません。

加えて、県では画面を30分見たら20秒以上遠くを見ること、画面から目を30センチ以上離すこと、さっきの30、30、30とはちょっと違いますけれども、こうしたことを促すタブレットの待ち受け画面を作成しまして、市町にも活用をしております。

また、児童生徒や保護者に対してはリーフレット等を作成いたしまして、スマートフォンやタブレットの適切な使い方の啓発を行っておりまして、今後とも児童生徒の健康に十分配慮していきたいと考えております。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／自転車に対する交通反則通告制度の導入と、自転車利用者に対する反射材等に対する啓発や安全指導についてお答え申し上げます。

県警察では、4月から自転車に対して交通反則通告制度が適用されることに伴い、自転車ルールブックや啓発ポスターを県内全ての高校に配付しているほか、啓発動画を制作し、SNSで広報するなど、自転車の交通反則通告制度に関する周知を図っているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、夜間における自転車利用者の交通事故防止を図る上で、ドライバーから視認性を高めるために明るい服装や反射材の着用に関する啓発や安全指導を行うことは重要であると考えております。

反射材については関係機関と連携し、約3万枚を各警察署から交通安全教室などを通じて配布しているほか、特に県内の高校生に対しましては、ヘルメットの後部に貼ってもらうよう呼びかけるなど、引き続き実効性のある啓発活動に取り組んでまいります。

こうした点について、パトロールなどの街頭活動におきましても、自転車利用者の交通違反に対しては積極的に指導、警告を行うとともに、反射材の活用などの安全指導を行ってまいります。

議長／細川君。

細川議員／少し時間が残りましたので、感想がてらちょっと意見を言わせていただきますが、まずゲームですね。

ここ一、二年あたりを比べてというのものもあるかも知れないんですけど、ちょうど小学校の教員の一番最後あたりの頃に、いわゆる家庭用のゲーム機、小さいのが出てきたときなんですけれど、男の子が五、六人集まっている家に家庭訪問に行くと、それまでだったらワーワーキャーキャー活発にやっていたところが、一つの部屋で五、六人の男の子がシーンとゲームしていたんですね、それぞれ。

あれを見たときはゾッとしました、これから健康上いろいろ出てくるんだろうなと思いましたので、近年だけで調べるというよりは、やはり全体、健康的な成長ができるようにまた啓発、あるいは気がついたことは正していただきたいと思います、これは要望します。

それから自転車ですけれども、自転車の車道を走るんですけれども、都会だったら確かに歩道に人がいっぱいいて危ないだろうと思うんですけど、福井って歩道あまり人がいませんので、車はいっぱいいる車道よりは歩道のほうが安全なのになと、実はどこかで思っているんです。

そんなものも含めてまた検証していただきたいし、地域の状況に応じたルールがあってもいいんじゃないかなとったりしますので、そこも検証をお願いします。

最後、知事にですけれども、先ほど来の国籍の話なんですけれども、私だけでなく、何人もの議員の方が同じように同様に質問したんですけど、同様のお答えしか返ってきていないというところで腑に落ちないところがあったんですが、今腑に落ちています。

ああそうか、言えないということが答えなんだなと思って、とにかくこの一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長／以上で、細川君の質問は終了いたしました。

西本恵一君。

西本（恵一）議員／公明党の西本恵一でございます。

まず最初に、外国人との共生についてお伺いいたします。

令和6年10月現在、福井県内で外国人介護職員数は581名、国別ではフィリピン177名、ベトナム156名、インドネシア70名、そして福井県が提携している2つの国、ミャンマーが69名、タイ47名と続き、この2つの国からの受入れ数はさらに増えております。

ミャンマーでは現地に福井クラスを設け、日本語や福井の方言、生活・文化などを事前に学んだ技能実習生を受け入れております。

また、タイでは、現地の高校で通常のカリキュラムに加え、日本語教育や介護などを学び、育成した介護人材の受入れを進めており、カンチャナブリ県との間で介護人材の確保を図る合意書を締結しております。

昨年10月、タイの国から4人の高校生とサイヨークマニカン高校校長が丸岡高校に交流に来られ、丸岡高校、坂井高校の両校長と鷲頭副知事と共に、私も1時間懇談をさせていた

できました。

介護分野では、外国人材抜きでは成り立たない現状がございます。

さらに、外国人介護職員の受入れを図るため、県内の介護福祉養成学校や介護施設の団体がタイやミャンマーを訪問し、現地の学生らに福井県の魅力をアピールしており、県内定着、育成等を図るため専門相談員を配置し、継続的な介護人材の確保、定着を図っております。

また、産業面におきましても、人材不足が加速する中で外国人材の受入れと定着は地域経済の持続的な成長、発展に不可欠なものであり、外国人材から選ばれる福井県を目指しており、建設業界におきましても外国人材の活用を進め、県内で長く働く外国人材の確保、育成に努めております。

福井労働局のまとめでは、2025年10月現在で、県内の外国人労働者は1万5000人を超えており、毎年増加の一途をたどっております。

先日、私に、外国人介護職員のお世話をしている県民の方から、今後の福井県への外国人受入れについて不安の相談がありました。

石田知事が選挙中のライブ配信で、福井に移民が必要か、移民に頼るよりも自助努力をやるべきと述べた移民反対等についての発言が起因となっております。

その県民からは、石田知事は外務省出身なのでヨーロッパ各国がシリア内戦やアフリカの貧困、紛争で数百万人の避難によって社会基盤が圧迫されていることを鑑みて、そのように発言したのではないかと擁護しておりましたが、知事の一連の移民反対や自助努力の発言を県内の外国人や外国を受け入れている県民がどのように受け止めたのでしょうか。

恐らく落胆し、不安が募ったと思います。

事実、事情の残念な声が何件も私に寄せられており、ネットやメディアでもその声が散見しております。

福井県で日本人学校を運営しているグローバルリンクの井上社長が著書の中で、外国人を単なる労働力として見るのではなく、日本を好きになり、自己実現を果たすために学ぶ外国人を育てる意識を持つことが大切だと述べられております。

知事も県民視線を徹底し、全世代をリスペクトすると今議会冒頭の就任挨拶で述べられましたが、その県民の中には当然ながら外国人も含んでいることと受け止めております。

福井に移民が必要か、移民に頼るよりも自助努力をやるべきなど一連の知事の移民にまつわる発言について、福井県には外国人は要らない、外国人よりも日本人で賄う努力をするべきと解釈した県民が多いのではないかと思います。

したがって、選挙中の発言と選挙後に知事が語る外国人政策との矛盾について記者会見でも指摘されておりますし、本議会でもいろんな議員からその違いを問われております。

知事の発言は県民の意識に影響を与えます。

発信力を最重視する知事ではありますが、多くの県民に外国人排斥とも受け取られかねない印象を与えております。

また、選挙中の発言は個人的見解であり、知事になってからは違うというその発言も理解しづらいものがあり、県民から知事への信頼や求心力を損なうものになりかねないと思います。

誤解を生むことがあれば訂正すべきと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

FUKUI 外国人材受入サポートセンターが設置されて1年半が経過いたします。

県内企業の関心は高く、給料や従事できる業務及びキャリアプランなど受入れ環境に関する相談が多く寄せられております。

一方で、技能実習生は3年を経て特定技能の在留資格を得ると転職が可能になり、県外に行くことができるようになります。

資料1に示しましたが、株式会社グローバルパワーが発表した外国人が継続して住みたいと思う都道府県ランキングの2025年版では、福井県は20.8%しか地元に残りたいと答えておらず、全国43位のワースト5位であります。

福井県で育てて日本語を勉強して、子どもたちも教育を受け、技能も習熟した外国人が福井県から出ていくこととなります。

いわゆる人口流出であります。

特に、2027年度からは育成就労になり、外国人材の奪い合いが起こります。

育成された整った外国人が出ていってしまうのは本県にとって損失であります。

高知県では3年間働くと定着奨励金を30万円出しておりますが、育成就労になったときのことも考えて有益な外国人を定着すること、推進することについて所見をお伺いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／西本恵一議員の一般質問についてお答え申し上げます。

私からは、外国人政策に関する説明責任についてお答え申し上げます。

外国人住民や外国人材を含めた外国人の受入れについては、まず国の責務において、法やルールに基づき適切に行っていただくことが重要であると考えております。

その上で、日本人も外国人も互いにリスペクト、尊重し合い、共に支え合う秩序ある共生社会の実現を目指してまいります。

選挙中の一連の発言についても、こうした考えに基づいてのことであり、県の外国人政策を大きく転換するものではありません。

本県における深刻な人手不足の中、地域産業を支える県内企業にとって外国人材は非常に必要な存在であり、法やルールに基づいてお越しになられる方について適切に受け入れてまいります。

私の発言が、適切に受け入れている企業や外国人材の皆様に不安を与えたとすれば私の本意ではございません。

企業や県民の皆様には、安心して事業を進めていただきたく存じます。

本議会を含め、様々な場面で考えをお伝えさせていただきたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、有益な外国人の定着を推進することについてお答えさせて

いただきます。

令和9年4月からの育成就労制度への移行によりまして、要件を満たせば転籍が可能になりますことから、県域を越えた人材流出というものを私どもも懸念しているところでございます。

そのため、県では、県内企業の人材確保のために近隣県に負けない賃金水準への引上げを進めてきたところでございます。

また、外国人を雇用する企業が行う住宅や生活環境整備への支援、あるいは来日前に福井県のことを理解していただく福井クラスを設置するとともに、今年度は生活全般の相談に対応する窓口を強化いたしまして、法令に沿って企業が適切に外国人を雇用できる環境を整えてまいりました。

一方、育成就労制度につきましては、日本語教育の義務化など、制度を利用する中小企業の負担が増えるのではないかとといった御意見などもございますので、今後、県内企業等に聞き取りなどを行いながら、必要な支援策について検討してまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／知事の今の御回答ですけれども、やはり議員もそうですし、県民の皆さんも選挙中に発言された知事の発言と今おっしゃられたこととは違うと皆さん思っております、間違いなく。

だから問うているのでありまして、私は、知事は若いから、そして若いということはさわやかである、はっきりしている、そして、もし間違った発言とか自分が意図しないような発言であったとしても、こういうふうにとられてしまったなということであれば、発言についてはやはり訂正をしますというようなことは、私は述べたほうがいいと思います。

そうでなければ、知事は都合の悪いことは逃げてしまうのかというふうにとられかねない、そのことはもう再質問しませんが、そういった形でぜひとも、これから誠実な姿勢で臨んでいかれたほうが知事にとっていいと思います。

ぜひともよろしく願いいたします。

続いて、ふく育さんについてお伺いいたします。

ふく育さんは、今年から実質1時間500円で利用できるようになりまして、さらに、ひとり親家庭などに4万8000円の共通利用券を発行した結果、リピーターも多くなり、昨年度の利用件数が837件、今年度は1月現在で2569件ですので、大幅に増えております。

ふく育さんは家庭やイベントに派遣され、子どもの世話をを行うほか、家庭においては炊事や掃除、洗濯などの家事手伝いまで行います。

しかし、保育士や看護師の資格を持つふく育さんにお聞きすると、子どものお世話をすることが仕事であり、家事代行ではないと、そういうふうにおっしゃる方もいるようです。

一例であります、ふく育さんを依頼する方の中に、キッチンシンクいっぱい食器などの洗い物をため込んで、何日分もの洗濯物を大量にためて、ふく育さんに過剰な作業を要求することがあるそうであります。

中には換気扇の掃除まで要求される方もおります。

また、派遣先の子どもの人数にかかわらず同じ料金であり、炊事についてはノロウイルスなど食中毒発生のおそれがあるため責任を負えないとの声も上がっており、派遣先の家庭によって作業内容に格差があります。

ふく育さんは子どもを見守ることが最優先であり、子どもから目を離す作業があれば命に関わる可能性もあります。

他県では家事手伝いまで行うベビーシッターもおりますが、別サービスにしたり料金を上乘せにすることが多く、作業内容によってふく育さんの報酬の上乗せも考えるべきだと思っております。

ふく育さんは親がリフレッシュできる時間や用事をする時間をつくり、子育て家庭の負担を軽減することや、子どもの安全な環境を提供するための家庭の福祉向上にあると理解しております。

しかし、お客さんからの過剰な作業要求をその場では断ることが困難なふく育さんのことを考えれば、家事手伝いは除外するか、もしくは別料金にして、ふく育さんが派遣前に業務内容をしっかり把握してから行くようにしておくべきだと思っております。

そこで、改めてふく育さんの目的とは何なのかをお聞きいたします。

ふく育さんは家事代行なのか、子どもを見守る存在なのか、ふく育さんを継続して、将来的に、安定的に運営するために一度立ち止まって考えてほしいと思っておりますが、驚頭副知事に所見をお伺いいたします。

ふく育さん利用者の利用アンケートやクレーム管理、ふく育さんへのアンケートは行っているのでしょうか。

もし行っているのであれば、利用者の苦情や要望をお伺いするとともに、ふく育さんの声を聞いた内容から改善点があれば所見をお伺いいたします。

ふく育さんは現在、県の委託事業として行っておりますが、将来的には民間委譲するのではとも聞いております。

しかし、想定以上の事務作業や業務量により、民間児相ではとても事業として成り立たないともお聞きしております。

私は、利用者の安心の観点から、今後も継続して県が主体で行っていただきたいと思っておりますが、民間移譲についてどのようにお考えか、驚頭副知事にお伺いいたします。

議長／副知事驚頭君。

驚頭副知事／私から、ふく育さんに関しまして2点、お答えを申し上げたいと思っております。

まず、ふく育さんの事業目的でございます。

ふく育さんは、核家族化や県外からの移住というものが増える中で、地域で子育てを支え、そして各家庭の手助けや、また、両立に係る支援を行うために事業化した家事育児サポーターでございます。各家庭を訪問して保育を行う子育て世帯のパートナーとして、令和5年の事業開始から延べ3500人以上に利用されておりました。9割以上の方から高い評価をいただいているところでございます。

利用に際しましては、必ず事前の面談を行いまして、家族の状況やニーズを確認してからふく育さんを派遣してございます。

家事支援だけを希望する方には、この事業目的を説明した上で家事代行の事業者を紹介するなどの対応を行っているところでございます。

一方で、利用者の増加に伴いまして、御指摘いただいたように、一部で過剰な要求や急な利用希望への対応などの課題が生じているところも認識してございます。

県としましては、委託事業者と協力をしまして、ふく育さんの本来の事業目的を改めて利用者に周知してまいりますとともに、業務内容に応じた処遇の改善などにつきましても事業者と協議を進め、ふく育さんが高いモチベーションを持って気持ちよく仕事できる環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

利用しやすいということがこの事業の肝であると私、考えております。

そのために、やはり利用者とふく育さん双方が事業目的を理解し、よい関係を構築できるように、見直すべきは見直し、よい事業に発展させていきたいと思っております。

続きまして、ふく育さんの民間移譲につきましてお答え申し上げます。

ふく育さんの事業家に当たりましては、本県の子育て世帯の数や3世代同居、近居の家庭が多いというような地域性、さらには、子育て支援を行う民間事業者の状況などを考慮した結果、当初の段階から民間の事業者を主体とした事業運営は困難であろうということを判断しまして、県の委託事業としてこれを開始したところでございます。

事業の開始から2年が経過しておりますけれども、直近の利用件数が昨年度の3倍以上となる中で、事務局の体制強化や、また、医療的ケア児や病後児の託児といった業務内容の高度化、さらには、物価高騰が続く中での適正な料金水準の設定など様々な課題が顕在化しておりまして、現状におきまして民間移譲を考える段階ではないと考えております。

県としては、今後一層の利用拡大と事務作業効率化により、県の事業費を可能な限り縮減させながら委託事業を継続いたしまして、県内の子育て世帯の皆様が適切な料金の設定の下で、県下全域で安心して質の高いふく育さんを利用できる、そして利用しやすい体制を確保してまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうからは、ふく育さん利用のアンケートの実施状況と改善点の反映状況についてお答えいたします。

ふく育さんの利用者については共通利用券の対象世帯にアンケートを実施しておりまして、利用者からは事前の要望がふく育さんに伝わっていなかった、支払い方法の選択肢を増やしてほしい、利用申請の手続改善をしてほしいなどの御意見があったとお伺いしております。

また、ふく育さんに対しましては、委託事業者において定期的に意見交換会を行っておりまして、その中で現場の課題把握に努めており、参加者からは、事業内容にそごがないように事前の情報提供を徹底してほしい、業務量や資格によって賃金に差をつけてほしいなどの御意見があったと伺っております。

こうした声を踏まえ、県としては事務局と体制強化を検討するとともに、委託事業者と協議し、利用者に関する丁寧な情報提供の仕組みづくりや業務内容に応じた処遇改善等を進めていく考えであります。

ふく育さんの満足度を高め、利用者に質の高いサービスを提供できるよう、継続的に事業運営の改善に取り組んでまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／今、月間300件近い、これが400件、500件になってくるとどうなるだろうという声もあるみたいですので、今言ったいろんな課題、整理をしていただいて、長く使っていただく、特に共通券を発行するようになって低所得者層も使いやすくなっているということで、そういった層も利用が多くなっているという話も聞いております。

ぜひとも御検討いただきたいと思います。

それから、続いてA I先進県を目指してということで申し上げます。

総務省が昨年6月に発表した自治体における生成A I導入状況によれば、生成A Iの導入効果として活用事例の多いのは議事録作成で、1000時間を超える業務削減効果があったほか、ポスター、チラシ等の画像生成、ローコードの作成など、各種活用事例で効果があるとしております。

広島県では、25年2月時点で全職員の半数超、約3000人が生成A Iを活用しており、文章起草や校正、比較時の論点出し、表計算の自動化などで成果が出ております。

そこで、本県職員の生成A I利用割合と活用業務及び削減成果をお伺いいたします。

一昨年の3月議会、ちょうど2年前ですけれども、A Iの今後の方向性の一つであるRAG、リトリバル・オーグメント・ジェネレーションと呼ばれる福井県庁内のデータを学習させたA Iデータベースを作ってはと提案をさせていただきました。

そのときのDX推進監からは、高い日本語処理能力を持つ国産生成A Iを活用するなどして、使いやすくコスト効率が高く、セキュリティ面でも安全性が高い、利用環境を構築できるよう努めていくとの答弁がありました。

昨年の11月、明治大学の長谷川文雄名誉教授が示したレポートでは、自治体が独自に内部文書を格納する専用サーバーを用意し、機密文書を外部に出さずにA Iが参照できる仕組みであるRAGは、既に実証実験や導入事例が増えており、横浜市はN T T東日本と連携し、RAGの研修を進めた結果、特に選挙関連の問合せにおいて回答制度が9割以上向上したという。

静岡県でもRAGを導入し、住民問合せ文書の作成やデータ分析など多岐にわたる行政業務で成果が報告をされている。

A I先進自治体として知られる横須賀市や郡山市も、積極的にRAGの活用を進めており、RAGは自治体実務における有力な基盤技術となりつつあり、極めて有力な業務の相棒となり得るとありました。

総務省が昨年6月に示した自治体における生成A I導入状況では、生成A Iをカスタマイズした自治体は、昨年度235自治体、カスタマイズ方法としてRAGが244件と報告してお

ります。

職員の人材不足を補い、問合せ対応や文書作成業務を大幅に効率化できるRAGについて、私が質問してから約2年たちましたが、その後、福井県版AIデータベースの作成をどのように検討されたかお伺いいたします。

昨年、ふくい産業支援センターが主催する生成AI最新動向と実装戦略について、福井県立大学、村田知也准教授のセミナーを受講し、最新のAI技術の進展の速さにとても驚きました。

特に、ChatGPTなどの単純な指示に従うだけのAIではなく、状況を分析し、必要に応じて行動を調整して問題解決や業務遂行を自動化、自律するAIエージェントは、最も注目されるAIのトレンドであります。

AIは文章生成、画像生成、音楽生成、動画生成、スライド生成など、ありとあらゆる産業の業務効率化を図る有効なツールを提供いたします。

AIを使いこなせるかどうかは企業の命運を決め、さらには人の能力にも大きな格差を生じさせる可能性があります。

昨年、勇退した湯崎前広島知事は、生成AIは地元企業単独での導入は広がりにくいので、行政がコミュニティ形成や人材循環、事例共有を支援し、学び合いを常態化させたい。広島県の基幹産業はものづくりである一方で、製品価値の中でデジタルの比重が高まる中で、その部分を外注すれば県外に価値が流出する。

100万円の製品で30万円がデジタル部分ならその30万円が県外へ出ていく貿易赤字のような状態になる。

それを防ぐためにはデジタルとAIの力を地域に蓄えることが重要だと言っております。私も全く同感であります。

そこで、県が行っている地域企業のAI導入育成事業をお伺いするとともに、企業にAI利用を促すための県の支援策をお伺いいたします。

高校でのAI情報教育の必要性を強く感じております。

現代の子どもたちは既にAIネイティブであります。

文部科学省も、早ければ2028年からAI理解を含む育成を開始いたしますが、課題は情報科の先生の不足と先生のスキル向上であります。

今後、学校間、地域間で格差や、社会で求められるスキルと学校で学べるスキルの差が大きくなる可能性があり、このギャップを埋める施策が必要であります。

マルチメディア作品を作ることができると思っている生徒の割合は、OECDの中で日本は最下位であります。

情報教育が思うように進んでおりません。

情報分野を担当する先生の定期的な研修や教材をアップデートできる体制整備が求められております。

本県では、高校情報科に対してオンライン教材の提供や最新のAI学習についてどのようにされているのか、あわせて、情報科担当先生のAIスキル向上についてどのようにされているのかお伺いいたします。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、本県職員の生成A I利用割合と活用業務、それから削減効果、それと併せまして、福井県版のA Iデータベース作成の検討状況について、一括でお答えいたします。

県では令和6年4月から生成A Iを全職員対象に導入してございます。

情報収集でありますとか、たたき台の作成、それから画像の生成など、直近の半年で3000人が利用いたしまして、業務の効率化が図られております。

また、令和7年4月には、県庁の特定の文書やマニュアル等をRAGとした業務特化型生成A Iを導入いたしました。

具体的には、財務会計や電子決済システムなど全庁システムに関する職員からの問合せチャットボットを運用してございまして、令和8年1月末までの10か月間で約600時間の削減につながっております。

今後のことではございますけれども、単なる検索でありますとか画像の生成にとどまらず、状況を判断して業務を支援するA Iエージェントを導入いたしまして、災害の対応でありますとか、土木農林の工事事務などに活用していきたいと考えております。

また、個人の属性や関心に合わせましたプッシュ型配信にもA Iを活用するなど、最新の技術動向も踏まえた積極的なA I導入を推進してまいります。

それによりまして、行政DXの加速、県民の利便性向上をしっかりと図っていききたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、企業のA I導入、育成状況及び支援策についてお答えさせていただきます。

県では、ふくい産業支援センターと連携いたしまして、A Iを含め企業のDXを進めるための事業を実施しております。人材育成につきましては、A Iの最新動向や活用事例等を紹介するセミナーのほか、A Iを用いたウェブサイトの作成方法などを学ぶ研修、あるいは専門家を招いてA Iの活用方法を専門的に学ぶ研修会などを開催しております。今年度はそれらの事業に、述べ400の方に御参加いただいております。

また、企業に対しましては、DXにより会社全体の業務変革を支援する補助金ですとか、給与計算などの定型業務をA Iツールで自動化するツール等のデジタルツールを体験する展示会を開催することによりまして、A Iを含むDXを支援しております。

来年度はこうした体験展示会をさらに多くの地域で開催するとともに、DXに取り組んでいない企業に対しましては、デジタルツール導入のための補助制度を通じまして、A Iを導入する企業をさらに増やしてまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、高校情報科のオンライン教材とA I 学習状況及び担当教員のA I スキル向上についてお答えいたします。

本県では、県立高校の生徒が学習を行う際に生成A I を活用できるよう、昨年7月に生成A I の利用に関するガイドラインを改定し、探究における調べ学習やデータ分析などで既に活用されています。

また、情報科目においては、モデル校3校でA I アプリを導入いたしまして、プログラミングなどの演習を生徒の学習進度に応じて実践できる環境を整えております。

情報科の教員不足対策としても役立つと思っております。

また、教員向けには昨年7月に生成A I の有効な利用方法や注意点に関する研修会を実施し、さらに本年1月には生成A I を活用した事業について研究会を実施いたしました。

この研究会では、例えば国語における読書レポートの評価ですとか、地歴公民では株価の予想、数学では選挙出口調査の分析など、各教科で生成A I を取り入れた授業を行いました。その教育的効果について検証を行ったところでございます。

今後もこうした最新の技術を取り入れた授業を推進するとともに、情報科の教員はもとより、全ての教員が最新の知識を得て、授業づくりにおいて生成A I を活用できるような研修機会の拡大をしてみたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／続いて、ドクターヘリについてお伺いします。

令和3年5月から運航を開始したドクターヘリは、今年の5月で5年目を迎えます。

降雪や悪天候などにより運休となる日を除けば、年間約300日以上、平均で1日当たり1件以上出動していると聞いております。

特に脳卒中や心筋梗塞、重大な事故など、命を争う救急事案に同乗する医師が迅速に対応し、早期治療することで救命効果を高めていると伺っています。

そこでまず、今日までの4年数か月の年度ごとの出動件数と、死亡に至る割合や後遺症が残る重症の割合で示されるドクターヘリ対応患者の医療的効果をお伺いいたします。

次に、騒音対策ですが、資料2にあるように、令和6年4月からプロペラ音が軽減される新型ヘリを導入し、飛行ルートも分散し、進入・離脱角度を配慮していただいておりますが、朝8時20分には目覚ましのようにゴーと爆音を立ててやってくるドクターヘリに、周辺住民は命が最優先だからと理解はしておりますが、やはり気になる騒音ではあります。県では、昨年から今年にかけて県立病院周辺の飛行音実態調査を行っており、現在、専門機関で分析中だと思いますが、個人宅では二重サッシなど対策の効果検証への協力を求めるなどしており、どのような分析結果が得られたのか所見をお伺いいたします。

昨年7月以降、東京など10都府県でドクターヘリが飛ばずに運休する事態が断続的に発生をしております。

原因は、この10都府県から運航を受託している運航会社1社で起きた航空整備士の不足であります。

今回は1つの運航会社で起きた運休ではありますが、航空整備士不足は深刻化しており、操

縦士も高齢化が進み、全国のドクターヘリ操縦士の年齢は50代から60代が7割を占めております。

大阪や徳島は4月から当面の運行が厳しいとも予想されているという報道がありました。福井県が運航をお願いしている会社も、ベテランパイロットの引退に伴う若手技術者の確保、育成が課題であると伺っていますが、今後の運航体制について問題はないか、お伺いいたします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私から、ドクターヘリについて3点お答えいたします。

まず、ドクターヘリの出動数と医療的効果についてでございます。

令和3年5月のドクターヘリの運航開始からこれまでの出動件数は、累計1614件でございます。

令和3年度は311件、令和4年度は405件、令和5年度は341件、令和6年度は297件、今年度は1月末までで260件でございます。

また、ドクターヘリの運航開始から昨年12月末までに搬送された1333例の分析をしたところ、治療、早期の着手により死亡例は33%減少、後遺症が残る重症患者は18%減少できていると県立病院のドクターヘリ担当医師たちの分析により結果が示されております。

今後もドクターヘリを効率的に活用し、県内どの地域であっても早期に必要な医療を提供し、県民の救命、重症化防止を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、県が実施した飛行音実態調査の結果についてお答えいたします。

ドクターヘリは、県立病院周辺にお住まいの方々の多大なる御理解の下に運航しているところでございますが、離着陸時の騒音や振動などについては、一部の住民の方々から改善を求めのお声をお伺いしているところでございます。

県のドクターヘリは令和6年度から従来よりも騒音が低減した新機体で運航しておりますが、効果的な騒音対策を検討するため、今年の9月から12月にかけて、県立病院周辺の8地点で飛行音の測定を行ったほか、離着陸の角度を変えた場合の騒音の低減効果や二重サッシによる遮音効果などの調査を実施したところであります。

現在、調査結果は、申し訳ございませんが、まだ委託先の専門機関での分析が続いておりまして本日お答えすることができませんが、今後この結果、騒音軽減効果が得られた場合には、その方策を速やかに運航に取り入れて、周辺の住民の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ドクターヘリの今後の運航体制についてでございます。

本県がドクターヘリの運航を委託している会社では、本県のドクターヘリ操縦士として28名を確保しており、令和3年度の運航開始時よりも7名増加しております。

さらに、本県がドクヘリ操縦士に求めている1000時間の飛行実績に向け、経験を積んでいる候補者も1名いることをお聞きしております。

現在は40代から60代の操縦士が乗機しており、運航会社では継続して操縦士の採用を行い、本年度も30代から40代の操縦士を3名採用し、当面の運航体制に支障がないことを確認し

ております。

今後は運航会社に操縦士や整備士の状況を確認するなど、委託先と情報共有を密にして、ドクターヘリの安定した運航体制の確保を図ってまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／今のドクターヘリの運航について、分析結果が出ましたら、ぜひとも地区のほう、私も一緒におりますけれども、報告をいただければと思いますので、またその改善策、こういうふうにしていきますということもぜひお伝えしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

確かにプロペラ音は変えたんですけど、ジェット機が飛んでいるような、そういった音なんですよ、正直言うと。

私はもう慣れてしまっていますから、それも1分ほどですのもう気にならなくなりましたけど、やっぱり中にはさっきおっしゃったように厳しいとおっしゃる方もいらっしゃいますので、ぜひよろしく願いいたします。

若干、時間が余っておりますので。

先ほどA Iエージェントについてお話がございました。

このA Iエージェント、物すごく取り組んでいきますと、恐らく1年後、2年後、業務の負担をどんどん変えていく、そういったツールになります。

物すごく速度が速いんです、A Iというのは。

皆様はC h a t G P Tとかジェミニを使っていらっしゃると思いますけど、あれは入門編なんです。

初心者が使う、そういうような感覚になっております、今は。

むしろA Iエージェントで仕事をさせていくということが方向性としてありますので、そういった意味では、そういったことを企業が取り込んでいけるかどうか、そういったことによって作業効率を上げていくことが十分に可能になるので、そういう意味で言いますと、企業がしっかり取り入れていただく、学んでいただく、そういったことが大事だと思います。

まず最初はC h a t G P Tとジェミニから始めていくんだらうと思いますけれども、そういったこともしっかりやっていただければと思いますので、そういった意味においては教育分野でも同じです。

かなり日進月歩で変わっていきますので、A I技術が。

社会に出たときに今の高校生たち、大学生たちが社会の中で使っていけるような、使いこなしていけるような、また、知識もすごく蓄えていけるような。

私もこの間セミナーを受けたときに、私ももともと情報系でしたから、いろんな単語の意味というのは大体分かるんですけど、それでもあまりついていけない部分があったので非常にショックを感じましたけど、あまりの落差に。

そういう意味ではしっかり勉強していくことも大事だなと感じましたので、ぜひともよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。
ありがとうございました。

議長／以上で、西本恵一君の質問は終了いたしました。
渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／民主・みらいの渡辺でございます。
まずは知事、2日間にわたる一般質問、本当にお疲れさまでございます。
デビュー戦ということで大変お疲れだと思いますけれども、あと私一人ですから、しっかりとまた、ここまでくるともう早く終われという無言の圧力がかかってくるんですけども、最後まで県民のために力を抜かずにやりきりたいと思います、よろしくお願いいたします。
それでは、まず初めに、前知事のハラスメントを受けて幾つか質問をしたいと思います。
まず、退職金問題について質問いたします。
先月16日に行われました全員協議会におきまして、中村副知事から杉本前知事の退職金の返還についての見解が示されました。
その中で杉本氏は、退職手当は本来返還の根拠がないものと考えている一方で、被害者や職員に迷惑をかけたこと、県政を混乱させたこと、これを重く受け止めている。
また、特別調査により追加費用もかかっており、これらの責任を感じていることから、特別調査に要した経費も念頭に県に1000万円を返還したい、このように述べておられます。
先日、代表質問でも石田知事は県の顧問弁護士の見解といたしまして、法的な義務がない中でそれ以上の返還を求めるのは強制になりかねないと、こんな見解も示されておられました。
私はこの法的整理について否定するものではございません。
例えば司法の場で違法性の有無であったり、あるいは強制になるかならないか、こういうふうな判断基準は必要であります。
ただ、ここは裁判所ではなくて議場でありますから、私は県民の意見を受けている県民の代表として、ここは法的責任のみならず、社会的責任だとか、あるいは道義的責任が果たされているかどうか、こういうふうなことについてこの議場でしっかり協議をしたいと思っています。
今回の1000万、そもそも杉本氏のあの行為がなければ発生しなかった特別調査にかかる費用でありまして、この部分を返すと言われましてもこれをもって被害者あるいは県民に対する誠意というふうなものは私は感じられないかなと思います。
石田知事は当選後、報道機関のインタビューにおいて、あくまで一県民の思いとしながらも、退職手当は返還をしてほしい、そして被害に遭われた方々、その他様々な思いをされた方々に対する誠意の示し方の一つとおっしゃっているんです。
改めて、今回提示のあった1000万、これを返還することによって、被害者あるいは県民への誠意、そして社会的、道義的責任が果たされたかと判断するのか、知事の認識をお伺いします。

昨日第149号議案として、いわゆる福井県知事等の退職手当に関する条例などの一部改正案が提出されました。

今回の改正案では、在職期間の行為について、これまでの拘禁金刑の有無に関係なく、懲戒免職相当と認定をされて、なおかつ議会の議決を受けた場合に特別職の手当ての全額、または一部を不支給にできるようになったというようなことで、私もこれは一定評価できるものであります。

そこでまず、懲戒免職相当と判定する主体は誰なのかについてお伺いいたします。

また、判断を下す際にはやっぱり公平性を担保しなくちゃいけないので、この判定基準についてどのようなお考えなのかをお伺いしたいと思います。

今回の改正案は、これは前知事の退職金返還問題を受けて仮に同様な問題が発生をした場合に、特別職の退職手当を差し止め、あるいは返還、これができないのは問題だというふうなことで、早急にこの条例を改正すべきというふうな、山浦議員も強くおっしゃっていたんですけども、我々もその議会の気持ちを受けて今回の改正案に至ったというふうな認識でございます。

改めて今回の杉本知事の一連の行為、これを新しい基準に当てはめた場合に、この行為が懲戒免職相当に値すると、こういうふうな認識でよろしいのかを伺います。

仮に値しないというのであれば、これは我々の想いからは不十分な改正案だと言わなくちゃいけない。

将来、同様な事案があったときに、また特別職の退職金について支給を制限できないという、こういうふうな懸念も残りますけれども、この点についての御所見を伺います。

次に、県警本部長に質問いたします。

県警内においても昨年8月と10月、立て続けに2名の男性警視、パワハラとそれからセクハラ行為が認定されて懲戒処分とされた、そのうちの1名は暴行疑いで書類送検された。この事例から見ても、県警内においてもハラスメントに関する防止は絶対に必要だということであり、私は当然、今回、警察職員のハラスメント防止条例の対象職員に含まれるものと思っておりますけれども、今回の改正案の第18条では警察職員は除外をされておりますけれども、これはなぜ除外をされているのかをお伺いいたします。

また、その措置については別に定めるとありますけれども、いつ頃、どのように定めるのかをお伺いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／私からは、前知事の退職手当返還に対する認識についてお答え申し上げます。前知事から提案があった1000万円の返還については、県の顧問弁護士からは、退職手当の返還要請について、明確な法的根拠がない中、不祥事により辞任した責任の取り方として特別調査費用相当分を変換するという今回の金額は妥当であるとの見解を受けております。一方で、この1000万円が道義的責任として十分かどうかにつきまして、行政として金額を評価することは難しいと考えております。

誠意や道義的責任の示し方は、最終的には前知事御自身が判断すべきものと考えておりま

す。

しかし県民の皆様からの声や県議会の決議を含め、今回の返還額に対し十分でないなど様々な御意見があることは私としても重く受け止めているところでございます。

こうした県民感情や議会の意思を踏まえ、私としては前知事に対し退職手当の自主返納について改めて検討するよう文書にて要請し回答を求めているところでございます。

回答があり次第、その内容を議会にお示しし、今後の対応について協議していきたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、前知事のハラスメント事案に受けました退職手当の返還について、2点お答えを申し上げます。

まず、前知事の退職相当との判断の主体は誰になるのか、判断を下す際の公平性を担保するための判断基準についてお答えさせていただきます。

一般職の場合、懲戒免職処分を行うか否かは、人事院が定めます懲戒処分の指針、こちらを参考に過去の処分事案や他県の処分との均衡を図りつつ、被疑行為の影響など諸般の事情を総合的に考慮した上で、最終的には任命権者、知事局の場合は知事になりますが、任命権者が決定しております。

一方、特別職につきましては、地方公務員法による懲戒免職が適用されないこと、また、知事については選挙で直接選任されていることを踏まえまして、懲戒免職との判断主体につきましては調査主体であります独立性を含めました第三者に委ねることが適切と考えております。

また、特別職による処分の量定につきまして前例がない中で、県の顧問弁護士からは、人事院の指針、こちらを基礎として判断するよう助言を受けていまして、この指針等を参考にすることにより、恣意的に運用されることのないよう、公平性の確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、前知事の一連の行為が懲戒免職相当に含まれるという認識でいいのかどうかといった点についてお答えを申し上げます。

前知事の行為が懲戒免職相当に該当するか否かにつきましては、第三者による処分相当性の判断が行われておらず、また、報告書以外の事実関係を直接確認していないことから、行政として断定的に評価を行うことは難しいと考えております。

ただ、一方で、人事院の懲戒処分の指針におきまして、先ほど申し上げました懲戒処分の指針でございますけれども、こちらにおきましては、被疑行為を行った職員が管理職の地位にあるなど、その職責が特に高い場合や、公務内外に及ぼす影響が特に大きいときについては標準例に掲げる処分の種類よりも重いものとするのが考えられるというふうに記載されております。

特に、特別職と一般職との間の大きな権力勾配は重く受け止めるべき重要な要素でございます。

一般職であれば停職または減給処分が相当とされる事案でも、特別職の場合では懲戒免職

相当と認定される可能性があると考えております。

このため、今回の条例改正案では第三者による客観的な認定をもとに、議会の議決を経て、退職手当の全部または一部について支給制限を可能とする枠組みといたしているところでございます。

なお、財産権等の保護との均衡を踏まえ、制度設計をしておりまして、一定の慎重さは求められるというふうに考えております。

今回の改正によって、一定の慎重さは求められるものではございますけれども、今回の改正によりまして、将来同様の類型の事案が発生した際には適切に対応できる可能性を確保したものと考えております。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／私から、警察職員を条例の適用除外とした理由と今後の措置についてお答えいたします。

まず、前提ですが、警察職員については第3条に規定するハラスメントの禁止や、第4条に規定する不利益取り扱いの禁止といった、ハラスメント防止のための基本原則を始めとする条例の理念とか趣旨の部分については適用の対象としております。

他方で、適用除外としている第5条以下の規定は、知事、副知事、教育長の責務や具体的措置について定めているところであるところ、我々という本部長、各部長、主席監察官、これは国家公務員でありまして、条例で責務を負わせる対象とするのにはなじまないものであると考えております。

そもそも知事等の特別職は地方公務員法上の懲戒処分の適用外ですが、本部長等の、いわゆる地方刑務官は一般職の国家公務員であるため、国家公務員法上の懲戒の対象となります。

さらに、県警察では首席監察官等の監察官を11人配置しており、また、監察科という所属も設置しておりまして、知事部局や教育庁にはない監査制度が機能していることから、別途定めることといたしました。

県警察では既に全ての警察職員を対象とした福井県警察ハラスメント対策要綱に所属長等の幹部の責務や適切に対応できる体制の構築等を規定しております。

今後は、県が策定した条例に係る議論等を踏まえながら速やかに本部長をはじめとする地方刑務官の責務を明確にするなどの改正を行います。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／再質問いたします。

総務部長ですね、先ほどの答弁の中で報告書以外のものについてはというのは発言がございましたけれども、我々、この報告書が全てだと思ってるんですけども、それ以外のものがあるというのか、あるいはあるかもしれないという認識なのかそれを一点お伺いしたいと思います。

それから、あわせて仮に先ほど一般職に照らし合わせても重たいものというような御発言がありましたので、一般職に置き換えて、まずこの杉本前知事の行為、これを特別職ではなくて一般職に置き換えた場合、この場合に今の人事院の指針であったり、前例も照らし合わせた上で一体どの程度の処分になるのかというふうなこと教えてください。

それから知事ですけれども、杉本前知事にこの議会が終わった後に議会の我々の思いだとか、それから県民の思いだとか再度、以前、たしか私自ら伝えに行くというふうなことをおっしゃったように思いますけれども、今の御答弁では申し訳ないですけれども、形式的な文書のやり取りを思えたんですけれども、私はぜひとも議会の思い、それから県民の思い、その辺も受けて、御自身で行かれて、そしてまた、石田知事の思いも含めてお伝えして、そしてまた、杉本前知事がどういう答弁だったか、回答だったかというふうなことをぜひ我々にもお知らせいただきたい。

できるだけ速やかだと思いますけれども、それについてお答えください。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私から最初に2点についてお答えさせていただきます。

ちょっと答えの順番が変わるんですけども、今回の報告書に書いてあることが一般職に置き換えた場合はどうなるかということでございますが、ちょっとすみません、先ほどの人事院の指針のところを若干紹介させていただければとおもいますが、セクシャルハラスメントにつきましては、相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言示、性的な内容の電話、性的な内容の手紙、電子メールの送付、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した職員は、停職または減給とすると記載されております。

さらにそれより一つきつい話といたしまして、暴行もしくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、または職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、もしくはわいせつな行為をさせた職員は、免職または停職とする、このように記載されております。

今回の報告書に書いてある事案を一般職員がした場合、一般職も例えば部長級の職員がしたのか、主事がしたのかで重みは変わります。

そういった意味では、幅としては減給から停職あるいは免職まで幅はございますが、書いてあることを見ますと、停職というあたりが一番近いのかな、ただそれもわいせつ行為の内容がどの程度だったのかについても変わる。

その意味で先ほどの1番目の質問になるのですが、報告書以外のことがわからないというのはまさに例えば身体接触がどのようなものであったかとか、どの程度繰り返しがあつたのかとか、その程度が分からないということで、私たちとしては断定的な判断ができないというふうに申し上げさせていただいております。

議長／知事石田君。

石田知事／私自身の思いを伝えるというところなんですけれども、既に文書でしっかりと

申し入れはしているところでございますが、先生御指摘のとおり、私、皆様からのこの議場での意見や県民の皆様からの思い、しっかりと受け止めておりますので、それらを受けて、私としてもしっかりと思いを伝えるように全力を尽くしたいと考えております。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／いつ頃回答になるかも、これは再質問ではありませんけど、しっかりと早急に石田知事、杉本前知事がどのようなお答えだったのかまたお知らせください。総務部長、今の答弁を聞いてもなかなか私たちは納得できないというか、やはり前知事のようなことの内容にするような改正案でしたので、これが今あやふやな点も分かりますけれども、もし仮に前知事の行為が懲戒免職相当というふうに判断できないのであれば、我々は少なくとも我が会派はこれに賛同することはできないということをまずお伝えしたいと思えます。

時間が過ぎましたので次に行きたいと思えます。

次に教職員の業務改善と子ども達の学びの質の向上について質問いたします。

産育休の代わりに先生が来ないという、これも全国的な問題なんですけども、特に福井県もそういうふうな状況が常態化しておりまして、この点につきましては私たちも議会でも再三申し述べていましたし、他の先生方からもしっかりと御指摘いただきました。

そこで、今年度は全国に先駆けて年度当初より15名の先生方が4月当初より事前配置されるという、そういうふうな制度を設けていただきまして、これによって先生方が来ない、いわゆる未配置問題というのはある程度解消はされましたけれども、やっぱりそれ以上の教員不足ということで完全解消には至っておりませんでした。

それが、次年度の当初予算におきましては今年度の15名をはるかに上回る56名と、先ほど教育長も中村議員の御答弁でも言うておられましたけれども、これは12月に教育請願もこの件に関する請願も採決されましたし、それから保護者の皆様方も非常に要求していたことであって、とても私はうれしい気持ちがしております。

この制度拡充によって、ようやくこの先生方も周りの先生方に負い目を感じることなく安心して産育休が取れるというふうなことで、それからその延長線上にやっぱり子どもたちの学びの質の向上、これがしっかりと保たれる、先生が来なくて誰もいないという状況から解消されるということで非常に期待をしているというところでございます。

次年度に事前配置される予定の代替教職員の56名によって、これまでの未配置状況がどの程度解消される見込みなのか、これを教えていただきたいと思えます。

また、今年度配置されている15名のうち8名が正規教員だったんですけども、今年度、残念ながらこの8名は鯖江市と福井市の2つの市のみの配置だったと。

来年度は先ほどの答弁の中では48名の正規教員の方が新たに予算化されていますので、ぜひとも全県下において代替教職員の自然配置をしてほしいというふうに思っておりますけれども、所見を伺います。

次に、次年度の新規事業である福井型スクールロイヤー配置事業、これについてお伺いしたいと思えますけれども、子どもたちにとって学校が最適な学びの場となるためには、学

校と保護者の間が相互に良好な信頼関係を築く、これが何より重要だと私は思っております。

しかし、現実には、残念ながらいじめの対応であったり、あるいは保護者からの過度な学校に対する要求であったりということで、学校と保護者、あるいはたまに保護者間でも深刻なトラブルになりまして、その結果、教職員あるいは保護者が心身ともに疲弊をして、結果、精神的に病んでいくというふうな状況を現場で見えてまいりました。

こうした中で、これまでもスクールロイヤー制度というふうなのがあったんですが、これは、トラブルが深刻化した場合でも学校に対して相談やアドバイスを行ってきたのみ、こういうふうな対応だったので、ある程度効果はあったんですけども、やっぱりそれだけでは解決しないような事例も多々見受けられました。

今回の新たな制度、例えば保護者と学校が面談をするときに弁護士が同席をしてくれる、あるいは弁護士が代理人として関与してくれる、こういうふうな精度だというふうにお聞きをしております、これだったら非常にこれまでの問題解決が迅速に、かつ円滑に行われることが期待をできて、極めて意義のある取組であるというふうに思っております。

実際にこの弁護士を面談の場に同席する、あるいは代理人として管理するといった運用上の判断、これは一体誰がどの段階で行うのか、そして、その際に、教育委員会の関与の在り方についてお伺いをします。

さらに、運用に関して学校間でばらつきが出ないように、例えば弁護士関与の基準、あるいは手続に関するガイドライン、これを整備すべきと思いますけれども所見を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から2点、まず令和8年度の産育代替教員の未配置解消の見込みと、県下全域の配置についてお答えいたします。

令和5年5月の教育長就任以来、男性育休の取得に取り組んできましたけれども、令和6年度は取得率が取得率が60%となりまして、前年度が35.6%でしたので、大きく上昇し、全国3位の数値となったところです。

さらに今年度は約93%の取得という見込みでございまして、目標としている男性育休100%に着実に近づいております。

こうした呼びかけと合わせまして、本県では、今御紹介ありましたが今年度から全国に先駆け、育休代替のための教職員を年度当初にあらかじめ15名配置するという措置を講じたところでございます。

さらに本年4月からは、このうち正規職員を8名から48名へと大幅に拡大しまして、臨時を含め56名を配置することといたしました。

全国的に見ても画期的な配置措置になっていると考えております。

年度当初に正規職員を48名配置するという取組でございましてけれども、これによって年度途中に、例えば1か月とか、三、四か月といった比較的短期の育休を取得する際の代替措置が可能となります。

したがって、欠員解消につながることを期待しているところです。

なお、この正規教員については全ての市町に配置したいと考えておまして、誰もが気兼ねなく育休を取得できる環境づくり、そして、周りの教員の負担軽減につなげていきたいと考えております。

次に、保護者対応に係る弁護士の同席、代理の判断等についてお答えいたします。

保護者対応に苦慮している学校や教職員への支援策として、県では昨年12月に学校と保護者のよりよい関係づくりのためのガイドラインを初めて作成し、保護者対応の基本的な方針や具体的な言い方ですとか対応例などについて示したところでございます。

さらに、スクールロイヤー制度について、これまでの法的な助言に加えまして例えば過度な要求が繰り返される場合や、謝罪を強要されるなど、学校だけでは対応が難しい場合には、弁護士による代理対応や、その一環としての対応時の同席も可能としたいと考えております。

また、県立学校だけでなく、小中学校においてもこの件のスクールロイヤー制度を活用できるようにしたいと考えております。

議員先生の中にも弁護士先生、そして福井弁護士の会長も折られますけども、今弁護士会と詰めの作業をしているところでございます。

こうした法律の専門家によるバックアップ体制を抜本的に強化することによりまして、学校や教員の負担軽減につなげたいと考えております。

具体的な運用方法といたしましては、まず、相談内容に応じて、県で担当弁護士を決定させていただき、学校と弁護士が面談する際に、県も同席し、そしてその状況や対応について共有をさせていただきます。

その上で、代理同席については学校と弁護士、県の3者で判断する方向で調整しておまして、こうした手続については各学校で示したいと考えております。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／山田先生、後藤先生、ぜひどうぞよろしくお願ひいたします。

次は、その他、ちょっと順番入れ替えまして、学校における体罰事案について質問したいと思ひます。

今年の1月29日の朝、県立科学技術高校において男性教員が担任するクラスの複数の3年生に体罰を加えたと見られる事案が発生し、新聞でも報道がありました。

私は今回この関係者から直接お話を伺った上でこの一般質問に臨んでおります。

今回の事案の発端は、数学の宿題の提出をめぐるものでありましたけれども、この担任は数学の担当教員ではなかったにもかかわらず、担当教員が決めた提出期限を勝手に前倒しをして、未提出の生徒に対して体罰を加えた、こういうものでありました。

最もひどい体罰を受けた生徒は、頭や頬などを叩かれた後に足で下腹部を蹴られ、被害者が暴行を防ごうと腹部を両手でかばったんですけども、その際に手にけがを負ったというふうなことでございました。

この担任の行為は明らかに学校教育法第11条に明記されております体罰の禁止に明確に違反するものでありまして、どんな理由があっても断じて許すことができないというふうな

思っております。

今回、体罰を受けた複数の生徒が直接自ら教育委員会に訴えたというふうなことでございました。

一般的に、学校内で体罰事案が発生しましたら、被害生徒の心理的な安全を守るために加害教員を一時的に自宅待機させるなど、被害生徒から離すというふうな措置が講じられるわけですからですけども、今回の事案では、担任教員は事案発生の翌日も勤務を続けていたというふうなことでございます。

この対応については被害制度の保護者は大変強い憤りを感じておられました。

この被害生徒は、今3年生だったんですけど、1年生の頃から担任による体罰や暴言があったとも訴えておりました。

強い抵抗感を感じながらも、先生のやり方はこういうものなんだというふうには受け止めざるを得なかったというふうにも話しておられました。

被害生徒はちょうど昨日高校卒業してきましたけれども、この事案を契機に後輩たちが同じ思いをすることがないように安心して通える学校にしてほしいというふうにはっきり強く願っておりました。

私は今回、聞き取りをする中で、この生徒のことを思うと本当に胸が詰まる悲しい思いがしてきましたし、一方で県教委、それからこの科学技術高校のほかの先生を含めて、県下全域の先生は、福井の教育のために、児童生徒のために本当に必死になって頑張っているわけです。

なのに、ただごくごく一部の先生方の体罰によって福井の教育の悪いイメージがどんどん広がっていくというふうなことは、私は本当に残念でならない気持ちでございます。

だからこそ、体罰は完全になくさなくてはいけないと私は思います。

これまでも体罰、何回も事案が発生してまいりました。

そのたびに再発防止のために先生方の研修であったり、あるいは当該校の生徒に対して、いじめに関するアンケートを行ってきましたけれども、なかなか今回のようにそれでは体罰はまた繰り返されてきたんです。

すなわち、これまでのそういった再発防止策だけでは体罰撲滅、体罰を完全になくすことには私はならないと思います。

学校現場から体罰を完全になくして、そしてまた生徒が萎縮せずに声を上げられる、そういうふうな学校組織風土にするためにも県立学校全生徒に向けた体罰に関するアンケートを定期的に行うなど、これまでの対策に一步踏み込んだ新たな対策が必要だと感じますけれども、具体的な対応策について、教育長の所見を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から学校における体罰事案についてお答えをいたします。

今般、県立高校で発生した教師による生徒への暴行はあってはならない重大な不祥事であり、極めて遺憾であります。

被害に遭われた生徒、そして保護者の皆様に心からおわびを申し上げます。

今回の事案の内容につきましては現在調査中でありまして、詳細はお答えできませんけれども、今後厳正に対処してまいります。

事案発生後の2月12日には県立校長会を開催して、私から訓示をさせていただきました。

その中で、生徒への暴力など、断じて許されない行為であること。

また、生徒であっても人間としては対等であり、暴言を吐くなど、敬意を欠いた行為は決して許されないこと、また、生徒一人一人にそれぞれの人生があり、その後ろには大切に育ててくれた家族がいることを強く自覚すること。

また、無自覚に人を傷つける行為の可能性について、十分考え、自らの言動を常に振り返ること。

こうしたことを訓示させていただき、その動画と文章を全ての県立学校教職員が視聴、確認するよう求めてたところでございます。

今後は再発防止策として、教職員の不適切な言動の有無を確認する生徒アンケートを定期的実施するとともに、全ての教職員を対象とした研修を実施するなど、二度とこうした事態を招かないよう指導を徹底してまいります。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／ぜひ本当にお願ひしたいと思います。

時間もなくなってきましたので、最後に、地域鉄道のパークアンドライドについてお伺いしますが、これは午前中、野田議員であったり、三宅議員であったり、駅周辺の混雑状況を改善するための質問、答弁を聞きまして、端折ろうかなと思っているんですけども、やっぱりこれからアリーナができたり、あるいは県立大学の福井まちなかキャンパスもできます、これから2年、3年年経つと。

そうすると、ますます福井駅周辺の人流が増えることも間違いないことでありまして、その中で福井県はやはり車社会なので、どうしても車に頼ってしまう、そういうふうな意識があるんですね。

なのでこら辺は、この機を捉えて、しっかり意識を変換して、例えば福井アリーナでイベントがあるときなんかには、しっかり車に乗らないような方策を訴えていくことが必要かなと私は強く思います。

その中でやっぱり新駅も含めた県内の地域鉄道のパークアンドライドについては、非常に、極めて駅周辺の混雑解消に、核としても極めて有効かなと思いますけれども、まず部長には県内地域鉄道のパークアンドライド駐車場の整備状況を伺うとともに、今後の需要予測を見て、現状の整備で十分なのかをお伺いします。

また知事ご存じですかね、ハピラインふくと、森田間の真ん中に新駅が今作られようとしています。

これは実は知事のおうちから車で2分程度のところに、東の方に行くにありますのでぜひ今日帰ったら見に行ってみてほしいなと思いますけれども、ここ新駅と同時にパークアンドライドを新たに作る計画が上がっています。

ただ、駐車台数が30台なんです、30台。

これも福井市がやろうとしているんですけれども計画で、詳細な聞いたわけではないんですけど30台、これは平時の通勤通学の人たちを想定した台数だというふうに言われております。

ただやっぱり、先ほど言いましたように、アリーナができたり、あるいはいろんなものができたり、県立大学の学生さんなんか車で行っても駐車場がないのでどこかに置いていかなくちやいけない、あるいは他の交通手段をやらなくちやいけないということで、ここはアリーナとか福井で近いのでここをしっかりと拡張することによって、極めて福井駅周辺の交通混雑の緩和の策に私はなると思っていますので、その点でまず、この30台という規模、これについてもうちよっと拡張したほうがいいんじゃないかと私は思いますけれども、知事の御所見をお伺いするとともに、その際に福井も財政が厳しいので、ぜひ県の支援策も求めたいと思っておりますが知事に所見を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／私からは、福井市新駅の駐車場規模についての認識と規模拡大に向けた県の積極的な支援策についてお答え申し上げます。

ハピラインの新駅駐車場の規模については、福井市が国の指針や地元住民を対象に実施したアンケート調査の結果、福井市内の各駅の状況などを考慮して計画した物であると認識しております。

駐車台数については、今後の詳細設計の中で決めたいとしております。

議員御提案の大規模な駐車場整備、これにつきましては、ハピライン沿線に既に2485台の駐車場が整備されていること。

また、福井市において、市内各駅周辺や郊外にある民間企業の社員駐車場等の活用可能性に関する調査を今進めていることなどを考慮する必要があると考えております。

更なる駐車場整備の必要性が認められ、福井市から支援を求められた際には既存の補助事業なども活用しながら対応していきたいと考えております。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私から県内地域鉄道のパークアンドライド駐車場の整備状況、それから、今後の需要予測を踏まえた規模についてお答えを申し上げます。

パークアンドライド駐車場につきましては、ハピラインふくいにおいて2485台、福井鉄道において380台、えちぜん鉄道において908台、合わせまして計3773台分が整備されてございます。

これまでも利用状況を見ながら増やしてきているという状況です。

おたずねの福井市の調査によるアリーナの需要予測がございます、1500台が自家用車利用ということですがけれども、パークアンドライド駐車場の整備は今ほど申し上げたように徐々に進んできていると認識してございますけれども、今後の利用状況の変化などに応じまして、関係機関としっかりと協議をさせていただき、必要な整備に努めていきたいと考え

ております。

議長／以上で、渡辺大輔君の質問は終了いたしました。

以上で、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかはないものと認め、日程第1の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

この際、お諮りいたします。

日程第1のうち議案69件を会議規則第38条第1項の規定により、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査等のため、明5日から17日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分審議され、来る3月18日に、その審査の経過及び結果について、御報告願います。

来る3月18日は、午後2時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。